

令和7年度 第1回藤枝市地域公共交通会議

令和7年4月16日(水)

午前10時～

藤枝市役所302・303会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議に関する説明

4 委員・事務局紹介

5 議 事

第1号議案 藤枝市地域公共交通計画(令和8年度～令和12年度)策定方針(案)について
… 1頁～

第2号議案 地域公共交通計画策定に伴う地域交通に関するアンケートの実施について
… 3頁～

第3号議案 ふじえだ山あい地域「交通空白」解消推進プロジェクトについて … 7頁～

6 報告事項

・分科会協議事項の報告について … 9頁～

7 その他

各委員及び事務局からの連絡事項

今後の予定

8 閉 会

藤枝市地域公共交通会議(R6～R7) 名簿

(敬称略)

(敬称略)

	設置要綱上の委員区分	所 属 ・ 役 職		役 職	委員氏名	代理出席者氏名
1	藤枝市長又はその指名する者	藤枝市	副市長	会 長	オオハタ ナオミ 大畑 直巳	
2	中部運輸局長又はその指名する者	国土交通省 中部運輸局静岡運輸支局	首席運輸企画専門官	委 員	ヤギ マサコ 八木 雅子	
3	静岡県(公共交通担当)から選出された者	静岡県(公共交通担当)	地域交通課長	委 員	カタヤマ ヒロフミ 片山 広文	ヒロツ トモコ 廣津 知子
4	静岡県島田土木事務所から選出された者	静岡県島田土木事務所	工事第2課長	委 員	キタスギ スズル 本杉 英	
5	静岡県藤枝警察署から選出された者	静岡県藤枝警察署	交通課長	委 員	イワミ タカオ 岩見 貴雄	
6	一般旅客自動車運送事業者	乗合バス事業者 しずてつジャストライン㈱	常務取締役 運行企画部長 兼 輸送計画室長	委 員	ワシナ タカヨシ 藁科 孝佳	
7	一般旅客自動車運送事業者	タクシー事業者 志太交通㈱	代表取締役	委 員	スズキ ヒロミ 鈴木 宏美	
8	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の 運転手が組織する団体から選出された者	ジャストライン労働組合	執行委員長	委 員	ヤマダ ユウイチ 山田 裕一	
9	公募市民	公募市民		委 員	フルザワ ミツノリ 古澤 光徳	
10	公募市民	公募市民		委 員	ナカノ シゲユキ 中野 恵之	
11	藤枝市自治会連合会から選出された者	藤枝市自治会連合会	副会長	委 員	ミヤタニ ヨウコ 宮谷 洋子	
12	藤枝市瀬戸谷地区路線バス対策委員会 から選出された者	藤枝市瀬戸谷地区 路線バス対策委員会	自治会連合会 瀬戸谷支部長	委 員	オダ トシユキ 小田 稔彦	
13	藤枝市岡部北部地区生活交通確保対策委員会 から選出された者	藤枝市岡部北部地区 生活交通確保対策委員会	岡部第5自治会長	委 員	オヤイズ ケイイチ 小柳津 敬市	
14	藤枝商工会議所から選出された者	藤枝商工会議所	理事・事務局長	委 員	アキヤマ チカコ 秋山 知嘉子	
15	藤枝市男女共同参画「ばりて」会議 から選出された者	藤枝市男女共同参画 「ばりて」会議	代表	委 員	イケガヤ テルコ 池谷 照代	
16	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 から選出された者	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会	常務理事	監 事	オザワ カズナリ 小澤 一成	
17	藤枝市(交通施策部門)から選出された者	藤枝市都市建設部	部長	副会長	シミズ ヤスユキ 清水 康行	
18	藤枝市(道路管理部門)から選出された者	藤枝市都市建設部 基盤整備局	局長	委 員	オオツカ シゲル 大塚 繁	
19	藤枝市(福祉施策部門)から選出された者	藤枝市健康福祉部	部長	委 員	イシバシ マナブ 石橋 学	
20	その他会長が必要と認める者(学識経験者)	南山大学	総合政策学部 教授	委 員	イシカワ ヨシフミ 石川 良文	欠席

令和7年度 藤枝市地域公共交通会議 席次表

※敬称略

会長
藤枝市副市長
大畑 直己

静岡運輸支局 八木 雅子	○	○	静岡県 廣津 知子
島田土木事務所 本杉 英	○	○	藤枝警察署 岩見 貴雄
しずてつジャストライン(株) 藁科 孝佳	○	○	志太交通(株) 鈴木 宏美
ジャストライン労働組合 山田 裕一	○	○	公募市民 古澤 光徳
公募市民 中野 恵之	○	○	自治会連合会 宮谷 洋子
瀬戸谷地区路線バス対策 小田 稔彦	○	○	岡部北部地区 小柳津 敬市
藤枝商工会議所 秋山 知嘉子	○	○	ぱりて会議 池谷 照代
藤枝市社会福祉協議会 小澤 一成	○	○	藤枝市基盤整備局長 大塚 繁
○	○	事務局	

藤枝市健康福祉部長 副会長
石橋 学
藤枝市都市建設部長
清水 康行

随行者席 傍聴席

藤枝市地域公共交通計画（令和8年度～令和12年度）策定方針（案）について

令和7年度で計画期間が満了する藤枝市地域公共交通計画について新たに策定するため、次の策定方針（案）について意見を求める。

1 策定の目的

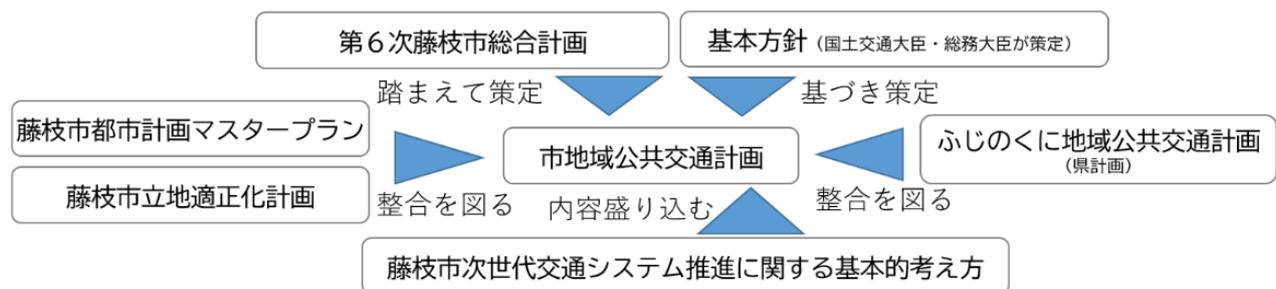
本市における日常生活や経済活動に必要な移動手段である公共交通ネットワーク及び移動サービスの維持、確保、充実並びに新たな移動ニーズに対応した移動資源の確保を計画的に推進するため、現在の地域公共交通計画の計画期間（令和3年度～令和7年度）の満了に合わせ、次期の地域公共交通計画を策定する。

2 根拠法令、計画の位置付け及び計画期間

(1) 根拠法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」。）第5条第1項

(2) 計画の位置付け



(3) 計画期間

令和8年度～令和12年度（5か年）

3 記載事項

法に基づき記載する事項	法において記載に努めることとされている事項
①地域の旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針	①計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
②計画の区域	②都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
③計画の目標（地域旅客運送サービスについての利用者数、収支、地域旅客サービスに対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標を設定するよう努めるものとする。）	③観光の振興に関する施策との連携に関する事項
④③の目標を達成するために行う事業・実施主体	④地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な市、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事業
⑤計画の達成状況の評価に関する事項	⑤①～④のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項
⑥計画期間	
⑦その他計画の実施に関し市が必要と認める事項	

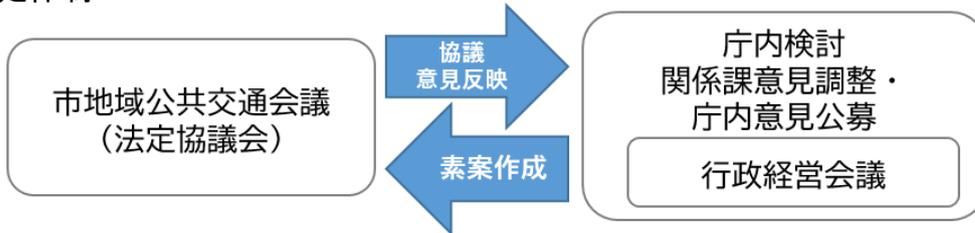
4 計画の施策体系（案）

項目	現計画
基本方針	～誰もが快適に移動できるまち ふじえだ～ 地区交流拠点から都市拠点・文化交流拠点へ アクセスできるネットワークの形成
目標1	ふじえだ型コンパクト+ネットワークの構築
目標2	利用しやすい環境整備による利用促進
目標3	多様な関係者の連携による公共交通の確保
目標4	地域全体で支える持続可能な公共交通



項目	次期計画
基本方針	～みんなでお出かけでき みんなが笑顔になるまち ふじえだ～ 公共交通ネットワークによる「交通空白」の解消と公共交通に 頼れない人への移動支援サービスの確保
目標1	ふじえだ型コンパクト+ネットワークの推進
目標2	「交通空白」解消対策の推進
目標3	公民連携による輸送資源の創出・確保
目標4	地域全体で支える持続可能な公共交通
目標5	次世代交通システムの推進

5 策定体制



6 スケジュール

項目	行政経営会議	地域公共交通会議	市議会	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定方針案協議		○		→											
市民意識調査内容協議		○		→											
策定方針決定	○	○			→										
策定方針報告			○			→									
市民アンケート	—	—	—			→	→								
市民意識調査結果報告		○							→						
計画素案作成作業	—	—	—				→	→	→						
計画素案協議		○							→						
庁内意見公募	—	—	—							→					
計画案協議	○									→					
計画案報告・意見聴取			○								→				
パブリックコメント	—	—	—									→			
パブコメ結果反映確認	○	○	○										→	→	
決定	○	○												→	→
公表・国への送付	—	—	—												→

地域公共交通計画策定に伴う地域交通に関するアンケートの実施について

藤枝市地域公共交通計画（令和8年度～令和12年度）の策定に当たり、地域交通に関する市民の意識及び課題を把握するため、次のとおり「地域交通に関するアンケート」を実施することについて意見を求める。

1 目的

藤枝市地域公共交通計画（令和8年度～令和12年度）の策定に当たり、現状の市民の皆様の意識と地域交通へのニーズを見出すため。

2 対象

- ・市内に住所を有する16歳以上85歳以下の3,000人を無作為抽出し、郵送でアンケートを送付し、郵送で回答。（男1,500人、女1,500人）
- ・上記の郵送で回答した人以外の同年齢層の市民を対象に、インターネット上での同内容のアンケートを実施。

3 期間

令和7年6月1日から7月末日まで

4 内容

- (1) 日頃の外出の状況を把握するための設問（設問2）
- (2) 地域交通の認知度を把握するための設問（設問3）
- (3) 公共交通を利用するための利用環境を把握するための設問（設問4）
- (4) 公共交通の確保のための財政出動への受容性を把握するための設問（設問5）
- (5) 藤枝市の地域交通施策に関する自由意見を問う設問（設問6）

※詳細は別紙アンケート参照

5 アンケート結果の活用

- (1) 計画に掲載
- (2) アンケート結果から見えてきた課題、ニーズ等に対応する施策、事業の計画への位置付け
- (3) (2)の施策、事業の事業評価として活用

(案)

地域交通に関するアンケートの御協力のお願い

日頃、市地域交通政策に御理解、御協力いただきありがとうございます。

本市では、「誰もが快適に移動できるまち ふじえだ」を目指し、令和3年に「藤枝市地域公共交通計画」を策定し、公共交通サービスの維持、確保、充実や公共交通に頼れない人への移動支援サービスの創出を推進しています。この計画は令和7年度をもって5か年の計画期間が満了するため、令和7年度中に新たに「地域公共交通計画（令和8年度～令和12年度）」の策定をする予定です。そこで、市民の皆様にご協力いただき、地域交通に関するアンケートを行い、現状の市民の皆様の意識と地域交通の課題を見出すこととしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

お手数ですが、このアンケートを令和7年7月31日（木）までに返信用封筒で投函していただきますようお願いいたします。

1 あなたの性別、年齢、お住まい、運転免許の有無についてお答えください。

(1) 性別 該当する項目に○を囲んでください。 ① 男 ② 女

(2) 年齢

歳

(3) お住まいの地区 該当する地区に○をつけ、町内会名または町名・字名を記入してください。

- ① 瀬戸谷 ② 稲葉 ③ 藤枝 ④ 葉梨 ⑤ 広幡
⑥ 西益津 ⑦ 青島 ⑧ 高洲 ⑨ 大洲 ⑩ 岡部

町内会名または町名・字名

(4) 運転免許の有無 自動車・バイクの運転免許を持っていますか。 ① はい ② いいえ

2 あなたの外出について

(1) あなたの外出時の主な交通手段について、該当するものを○をつけてください。複数回答可

① 自家用車 ② バイク（原付含む） ③ 自転車 ④ 家族・親族等の送迎

⑤ 近所の人・知人の送迎 ⑥ 路線バス ⑦ タクシー ⑧ 乗合タクシー※
※タクシーの車両を利用して、予約制で定時運行して他の利用者と乗り合わせて利用する公共交通

⑨ 地域住民や法人等による移動支援サービス ⑩ シニアカー

⑪ その他（ ） ⑫ 外出はしない

(2) 外出の主な目的はどのようなものですか。該当するものに○をつけてください。数回答可

① 仕事 ② 学校 ③ 買い物 ④ 通院 ⑤ 地域の交流

⑥ 親族・友人等との交流 ⑦ 散歩 ⑧ 外食 ⑨ 趣味活動

⑩ その他（ ） ⑪ ほとんど外出はしない

(3) あなたは何人で外出することが最も多いですか。（付き添いを含む。）

① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人 ⑤ 5人以上

ふじえだ山あい地域「交通空白」解消推進プロジェクトについて

葉梨地区が抱える「交通空白」の課題を解消するために実施するバス路線葉梨のバス停型乗合タクシーへの転換に関し、次のとおり国庫補助金を申請して推進することについて協議する。

1 申請する国庫補助金及び補助メニュー

(1) 補助金
地域公共交通確保維持改善事業等補助金

(2) 補助メニュー
「交通空白」解消緊急対策事業

(3) 補助対象事業費の内容
・運行経費
・停留所整備費
・周知用チラシ印刷費 ほか

補助対象経費：7,051千円

補助額：6,367千円 ※5,000千円まで定額、5,000千円を超える分は2/3

2 申請する事業名

ふじえだ山あい地域「交通空白」解消推進プロジェクト

3 事業期間

補助金交付決定日から令和8年1月31日まで

4 内容

路線バスではカバーできない「交通空白」の解消策として、きめ細かに停留所を設置できるバス停型乗合タクシーへの転換を行う。

- ・地域公共交通会議における課題解決に向けた最適な手法の協議
- ・既存の公共交通との乗り換えを可能にする公共交通ネットワークの強化
- ・地域の要望に沿った停留所の設置
- ・実証運行及び利用者アンケートによる効果検証

5 スケジュール

	項目	時期																
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
補助事業年度のスケジュール	■補助金交付申請・交付決定	←	→															
	■委託事業者等契約			←	→													
	■予約配車システム改修				←	→												
	■停留所整備						←	→										
	■実証運行								←	→								
	■実績報告																←	→

ふじえだ山あい地域 「交通空白」解消推進プロジェクト

【ポイント】

- 高齢化が進行する山間地域の「交通空白」の解消策
- 停留所をきめ細かに設置するバス停型乗合タクシーを整備
- 交通モードの転換と他路線とのネットワーク強化
- 新たなニーズに対応し、地域の「足」の問題を解決

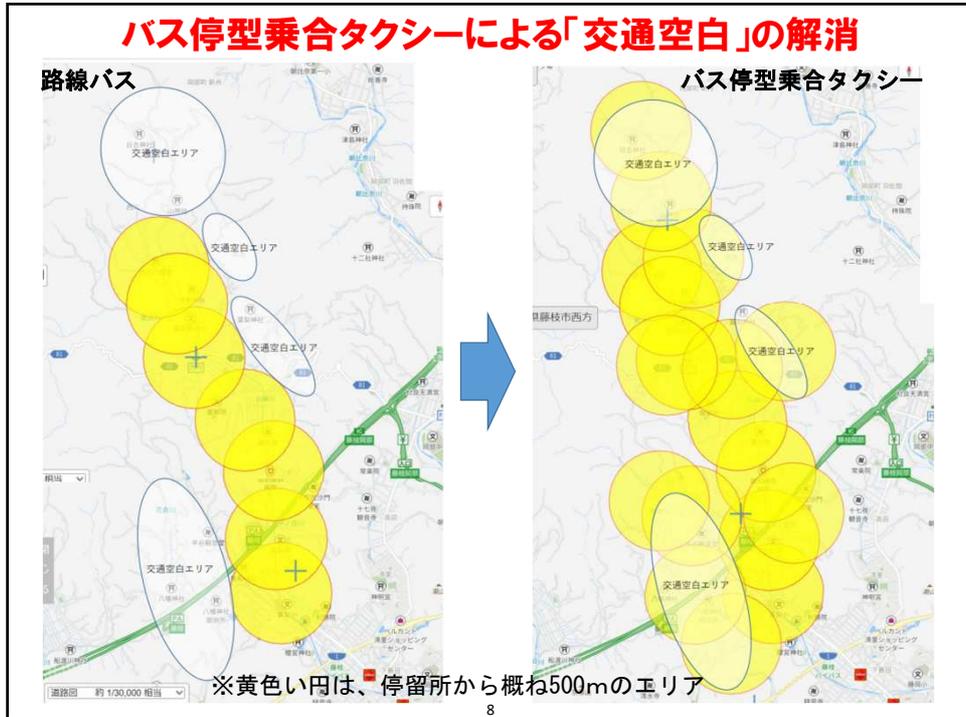
地域課題

- ・ 高齢化の進行が激しい
- ・ 高齢者にとって遠いバス停まで歩くのが難しく「交通空白」が深刻
- ・ 路線バスは平均乗車密度が0.5以下と低く、路線維持が課題

課題解決策

- ・ バス停型乗合タクシーを整備
- ・ 停留所数を約3倍に増設（17か所⇒49か所）
- ・ 他路線へ乗継ぎ可能な停留所設置
- ・ 「交通空白」解消

参考資料



分科会協議事項の報告について

令和7年1月以降に実施した分科会について、次のとおり協議が調ったので報告する。

- 1 自家用有償旅客運送分科会
 - (1) 開催日 令和7年1月9日
 - (2) 実施主体 ①(福)富水会 ②(福)三愛会
 - (3) 協議内容 新規福祉有償運送事業計画について

- 2 自家用有償旅客運送分科会(書面決議)
 - (1) 協議期間 令和7年1月9日から令和7年1月22日まで
 - (2) 実施主体 (一社)コンパス娘息子代行サービス
 - (3) 協議内容 自家用有償旅客運送事業の更新登録について

- 3 運賃協議分科会(書面決議)
 - (1) 協議期間 令和7年1月24日から令和7年2月10日まで
 - (2) 運行事業者 静鉄タクシー(株)、志太交通(株)
 - (3) 路線 藤枝市バス停型乗合タクシー葉梨線、五十海市立総合病院線
 - (4) 協議内容 上記路線の新規運行に係る運賃協議

- 4 ふじえだまちなか居住機能向上共創プロジェクト推進分科会
 - (1) 開催日 令和7年2月6日
 - (2) 協議内容 ふじえだまちなか居住機能向上共創プロジェクトの事業評価について

※各分科会詳細については次頁以降に掲載。

令和6年度第2回藤枝市地域公共交通会議 自家用有償旅客運送分科会について

令和7年1月9日に次のとおり分科会を開催し、自家用有償旅客運送の登録に係る協議を行ったので報告する。

1 実施主体

- (1) 社会福祉法人 富水会
事務所：静岡県藤枝市中ノ合252-1
- (2) 社会福祉法人 三愛会
事務所：静岡県藤枝市大東町58

2 輸送の種別

福祉有償運送

3 意見と回答

- Q1. 現状要介護者のみの登録となっているが、申請内では要支援者も対象としている。将来的に要支援者の登録を行う予定はあるか。
- A. 介護支援専門員の判断により利用の必要な状態である方は利用する予定。
- Q2. 2法人ともに登録している運転者がいるが問題ないか。
- A. 全員有資格者であるため問題ない。
- Q3. 今後法人の利用者以外に利用者が増えていく中で対応できるか。受講している講習の内容は
- A. 福祉有償運送の法定講習に加え、法人主催の車椅子操作の講習も行った。介助に関しては車の乗降時がメインとなるが、通院の付き添いは行わないため、不安な方は付き添いを必要とすることを想定している

4 調った協議の内容

- (1) 社会福祉法人 富水会

①運送の区域

藤枝市全域

②旅客から収受する対価

片道 800円

③運送しようとする旅客の範囲

藤枝市内（大洲地区、高洲地区および青島地区）に居住する下記に該当する者

- ・ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
⇒要介護者のうち、自立での歩行が困難であって車椅子を利用して移動を行う者として介護支援専門員に判断された者
- ・ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
⇒要支援者のうち、自立での歩行が困難であって車椅子を利用して移動を行う者として介護支援専門員に判断された者

④運行計画

運行日：月曜日～日曜日

運行時間：9:30～15:30

運行車両：福祉車両3台

- (2) 社会福祉法人 三愛会

①運送の区域

藤枝市全域

②旅客から収受する対価

片道 800円

③運送しようとする旅客の範囲

藤枝市内（大洲地区、高洲地区および青島地区）に居住する下記に該当する者

- ・ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
⇒要介護者のうち、自立での歩行が困難であって車椅子を利用して移動を行う者として介護支援専門員に判断された者
- ・ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
⇒要支援者のうち、自立での歩行が困難であって車椅子を利用して移動を行う者として介護支援専門員に判断された者

④運行計画

運行日：月曜日～金曜日※年末年始、祝日を除く

運行時間：8:00～21:00

運行車両：福祉車両4台

自家用有償旅客運送更新登録手続きに係る書面協議結果について

令和 7 年 1 月 9 日から 1 月 22 日まで次のとおり自家用有償旅客運送の更新登録にかかる書面協議を行ったので報告する。

1 実施主体

- (1) (一社) コンパス娘息子代行サービス
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目 783 番地 4

2 輸送の種別

福祉有償運送

3 意見

特になし

4 調った協議の内容

- (1) 路線又は運送の区域

藤枝市全域

- (2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

- ①時間制 (旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により対価を設定する方法)

初乗り : 10 分以内 900 円

加算 : 以後 5 分あたり 450 円

乗車時間	一般社団法人コンパス娘息子代行サービス	タクシー料金の 10 分の 8	タクシー料金 (時間制)
30 分以内	2,700 円	2,840 円	3,550 円
1 時間	5,400 円	5,670 円	7,090 円
2 時間	10,800 円	11,330 円	14,170 円
3 時間	16,200 円	17,000 円	21,250 円

- ②複数乗車 (透析患者の透析のための輸送等について、1 回の運行で複数の者の運送を行う方法)

- ・ 旅客 1 人ずつから収受する対価
⇒5 分毎 2 人:220 円 3 人:150 円 4 人:110 円 5 人:90 円 6 人:70 円
- ・ 運送サービスに使用する車両の乗車定員 : 7~8 人
- ・ 運送する人数 : 6 人

詳細 : 複数乗車運賃は実績に合わせる

- (ア) 予約時に複数乗車時の料金説明をする。

その際に当日人数変更があった際の料金説明をし、料金表をお渡しする。

- (イ) 当日の複数乗車人数の料金説明を乗車前に再度する。その際当日の乗車人数に合わせ、最後の利用者をお乗せした時間から目的地到着の時間を計算する。

※帰りは目的地出発から最初の利用者を下ろす時間までを計算

例 1) 当日 4 名乗車予定だったが 3 名になった場合 1 人目に乗った利用者も 3 名全員が乗った場所から 3 名の乗車金額で乗車時間分計算をする。※その際乗車前に料金説明をする

例 1-1) ・利用者 予約時 : 4 名 → 当日 : 3 名

対価 150 円×時間＝利用者から受け取る料金

A さん・B さんは C さんが乗車してから、目的地までの時間での対価を受ける。

※最初の乗車から最後の乗車の方までは料金は発生しない。

理由：乗車順番により料金が異なるとお迎えを最後にして欲しい等、トラブルを避けるため、最後の利用者様が乗車してから乗車時間で計算する。

(3) 運送しようとする旅客の範囲

- ・ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
⇒要介護者
- ・ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
⇒要支援者
- ・ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者 ⇒事業対象者

(4) 運行計画

運行日：月曜日～金曜日 ※祝日運行。ただし、12/31～1/3 まで運休。

運行時間：8:30～17:30

事前予約制 予約方法：電話又は F A X

予約受付期限：前日の 17:00

運行車両：兼用車 1 台（7 人乗り）、セダン型 1 台（8 人乗り）

令和 6 年度第 2 回藤枝市地域公共交通会議 運賃協議分科会について

令和 7 年 1 月 2 4 日から 2 月 1 0 日まで次のとおり道路運送法第 9 条 4 項に基づく運賃に関する協議を書面協議により行ったので報告する。

1 協議事項

バス停型乗合タクシー「葉梨線」の運行開始及び「五十海市立総合病院線」の延伸に伴う新たな運賃区間、運送の区間の設定

2 運行事業者

静鉄タクシー (株)、志太交通(株)

3 意見等

特になし

4 協議が調った運行系統又は運送の区間

【藤枝市バス停型乗合タクシー 五十海市立総合病院線】

A - B 区間、A - C 区間、A - D 区間、A - E 区間

【藤枝市バス停型乗合タクシー 葉梨線】

葉梨地区、藤枝地区、西益津地区を結ぶ区間 (別紙経路図のとおり)

5 協議が調った運賃 (料金) の種類、額及び適用方法

葉梨線

区分	同一区間内	隣接区間	A-C B-D C-E D-F E-G	A-D B-E C-F D-G	A-E B-F C-G	A-F B-G	A-G
大人	200円	300円	400円	500円	600円	700円	800円
小人	100円	150円	200円	250円	300円	350円	400円
幼児	無料						

五十海市立総合病院線

区分	A区間内	A⇔B区間	A⇔C区間	A⇔D区間	A⇔E区間
大人	200円	300円	400円	500円	600円
小人	100円	150円	200円	250円	300円
幼児	無料				

藤枝市デマンドタクシー

五十海市立総合病院線
葉梨線
運行経路図

五十海市立総合病院線		17	志太眼科
1	葉梨地区交流センター	18	岡上山公園
2	はまへ整形外科	19	藤枝市役所南口
3	時ヶ谷第1町内会館	20	藤枝第4自治会館前
4	三沢団地	21	上伝馬・栄
5	時ヶ谷第2町内会館	22	生涯学習センター
6	時ヶ谷第3町内会館	23	茶町1丁目
7	五十海東	24	大光延命地藏尊
8	藤枝地区交流センター	25	藤枝中学校前
9	五十海西	26	原会館入口
10	若王子	27	音羽町2丁目
11	蓮華寺池公園前	28	高橋
12	ゴールドエイジ藤枝	29	谷稲葉神社
13	本町南	30	全慶寺橋
14	大手1丁目藤枝学院	31	谷稲葉会館
15	郡1丁目	32	保健センター・志太医師会館
16	静清信用金庫藤枝支店	33	藤枝市立総合病院

【料金】

五十海市立総合病院線					
区分	同一区間内	隣接区間	A⇄C B⇄D C⇄E	A⇄D B⇄E	A⇄E
大人	200円	300円	400円	500円	600円
小人	100円	150円	200円	250円	300円
幼児	無料				

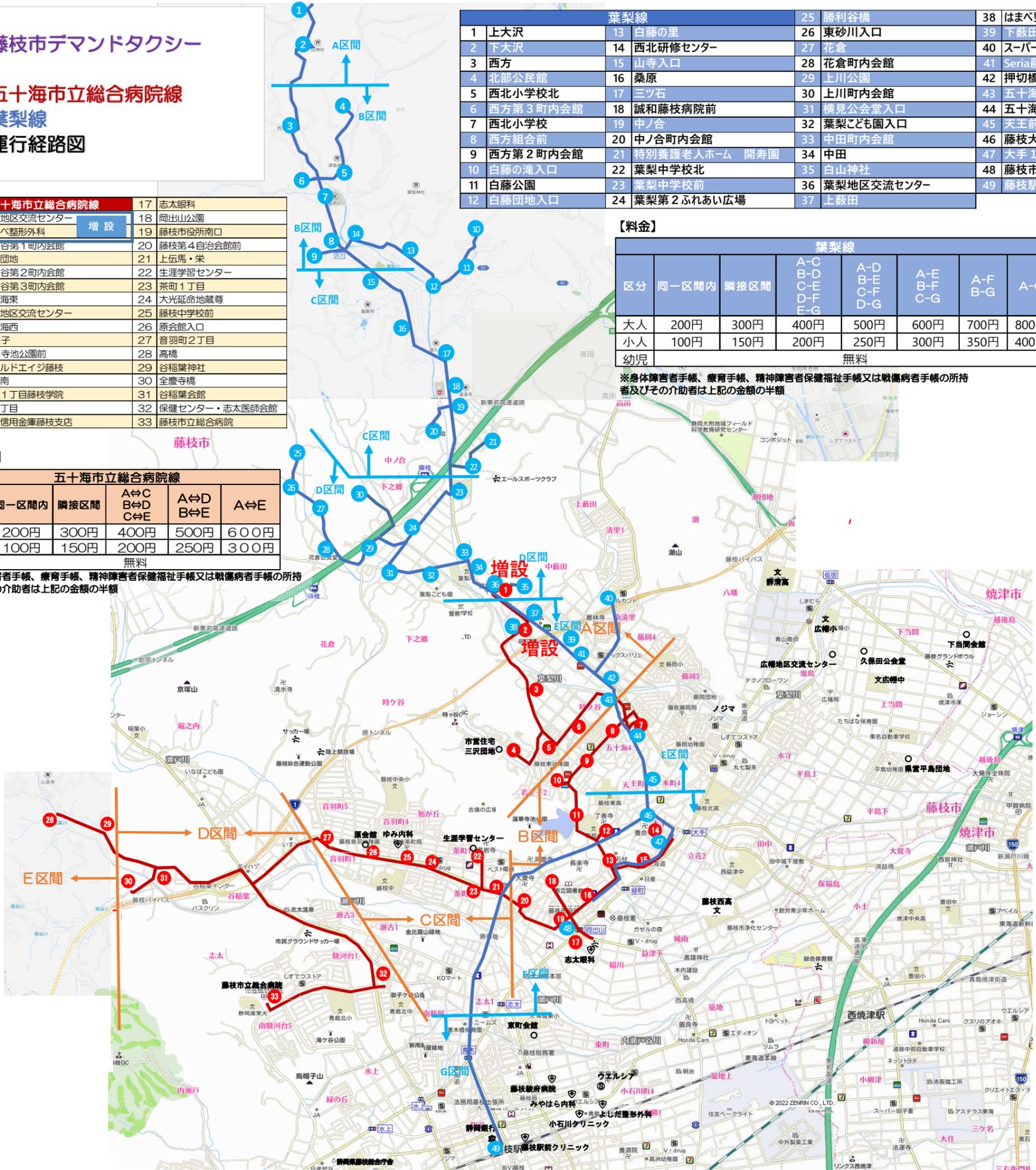
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の所持者及びその介助者は上記の金額の半額

葉梨線					
1	上大沢	13	白藤の里	25	勝利谷橋
2	下大沢	14	西北研修センター	26	東砂川入口
3	西方	15	山寺入口	27	花倉
4	北部公民館	16	桑原	28	花倉町内会館
5	西北小学校北	17	三ツ石	29	上川公園
6	西方第3町内会館	18	誠和藤枝病院前	30	上川町内会館
7	西北小学校	19	中ノ合	31	横見公会堂入口
8	西方組合前	20	中ノ合町内会館	32	葉梨こども園入口
9	西方第2町内会館	21	特別養護老人ホーム 開寿園	33	中田町内会館
10	白藤の滝入口	22	葉梨中学校北	34	中田
11	白藤公園	23	葉梨中学校前	35	白山神社
12	白藤団地入口	24	葉梨第2ふれあい広場	36	葉梨地区交流センター
				37	上菟田
				38	はまへ整形外科
				39	下菟田
				40	スーパー-田子重清里店
				41	Seria藤枝下菟田店
				42	押切橋
				43	五十海北
				44	五十海東
				45	天王前
				46	藤枝大手
				47	大手1丁目藤枝学院
				48	藤枝市役所南口
				49	藤枝駅前

【料金】

葉梨線							
区分	同一区間内	隣接区間	A-C B-D C-E D-F E-G	A-D B-E C-F D-G	A-E B-F C-G	A-F B-G	A-G
大人	200円	300円	400円	500円	600円	700円	800円
小人	100円	150円	200円	250円	300円	350円	400円
幼児	無料						

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の所持者及びその介助者は上記の金額の半額



「ふじえだまちなか居住機能向上共創プロジェクト」事業評価について

令和7年2月6日に開催したふじえだまちなか居住機能向上共創プロジェクト推進分科会について、次のとおり協議したため報告する。

1. 協議内容

(1)事業実施内容について

①事業実施の経過、アンケート結果の共有

構築システムの概要、乗合タクシー停留所・シェアサイクルステーションの新規設置個所、利用実績の報告、乗合タクシー利用者アンケート結果の共有。

②①を踏まえた事業評価についての事務局案について協議

2. 委員意見等

- ・今後の利用啓発の必要性について
 - ・配車予約システム及びコールセンターの稼働状況について
 - ・効果測定方法について
- 等の質問、意見が挙げられた。

3. 意見反映

委員意見を反映した修正の方向性について事務局がまとめ承認。

協議内容を踏まえた事業実施報告書を補助主体である国土交通省へ提出した。



ふじえだまちなか居住機能向上共創プロジェクト 実証報告

ふじえだまちなか居住機能向上共創プロジェクト推進分科会

▶目次

1. 事業実施の背景
 - (1)藤枝市の概要
 - (2)背景・課題

2. 事業の経過・実施内容
 - (1)事業計画
 - (2)協議会の開催
 - (3)周知活動
 - (4)運行体制の整備
 - (5)構築システム概要
 - (6)設置停留所・ステーション

3. 事業の効果
 - (1)利用実績（新規増設箇所）
 - (2)利用実績（全体）
 - (3)利用者アンケート調査
 - (4)効果測定

4. 事業の今後の方向性



1. 事業実施の背景

1. 事業実施の背景

(1) 藤枝市の概要

- 人口 139,975人 (R6.11末)
- 特徴 市域の約7割を中山間地域が占める
昭和の合併で9町村、平成の合併で1町が合併
政令市静岡市のベッドタウン
- 公共交通 民間路線バス 8路線
自主運行バス 5路線
乗合タクシー 4区域・路線
タクシー事業者 4社
鉄道駅 1駅

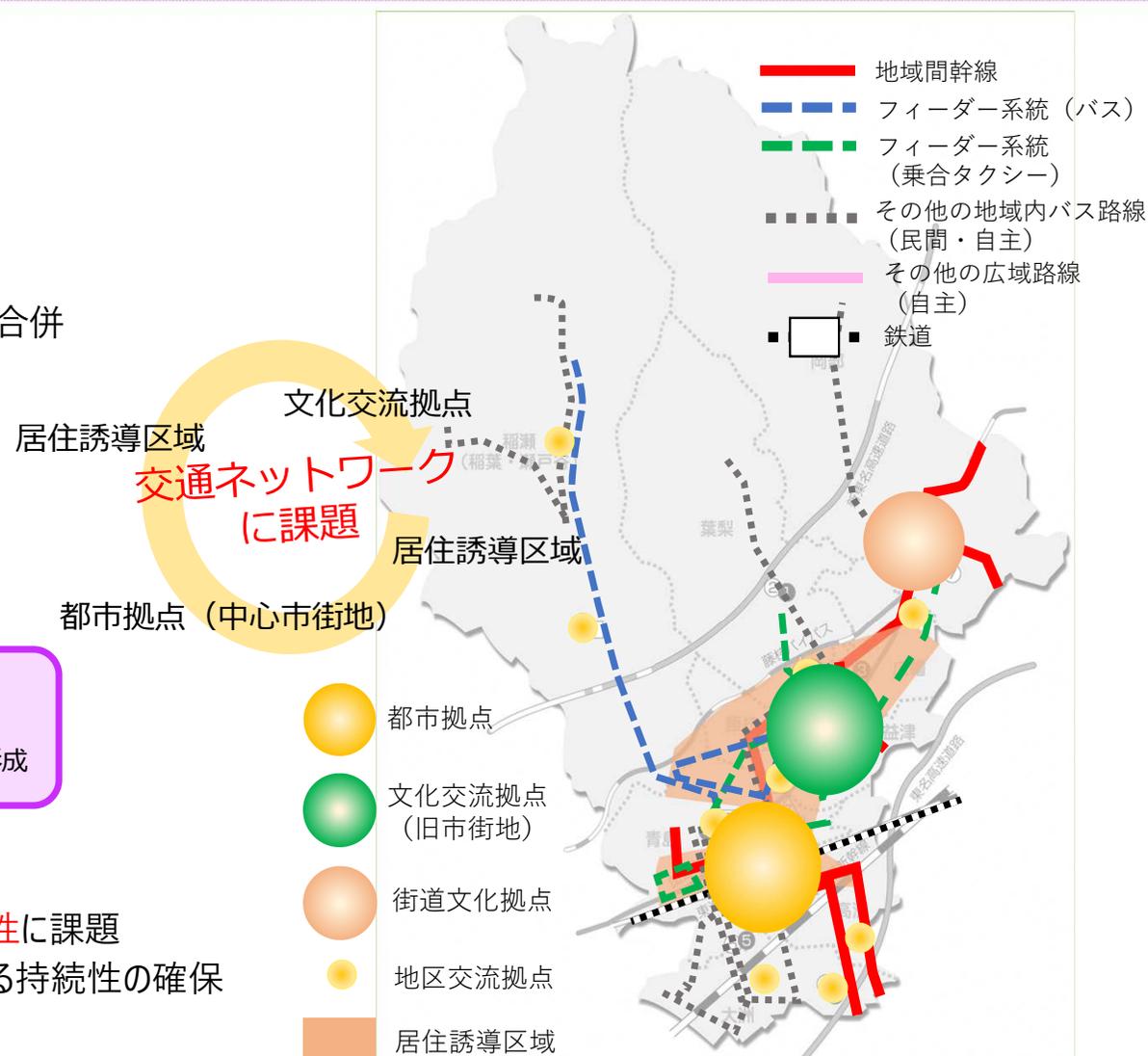
地域公共交通計画・基本方針

～誰もが快適に 移動できるまち ふじえだ～

地区拠点から都市拠点・文化交流拠点へアクセスできるネットワークの形成

(2) 背景・課題

- ① 市内各拠点を結ぶ交通ネットワーク、各拠点内の回遊性に課題
- ② 乗合タクシーの運行を担うタクシー事業者の効率化による持続性の確保





2. 事業の経過・実施内容

2. 事業の経過・実施内容

(2)協議会の開催 (5/24・交付申請前)

令和6年度 第1回地域公共交通会議

ふじえだまちなか居住機能向上共創プロジェクト推進分科会（共創PF）を開催

【共創PFの構成】

下図のとおり

【協議次第】

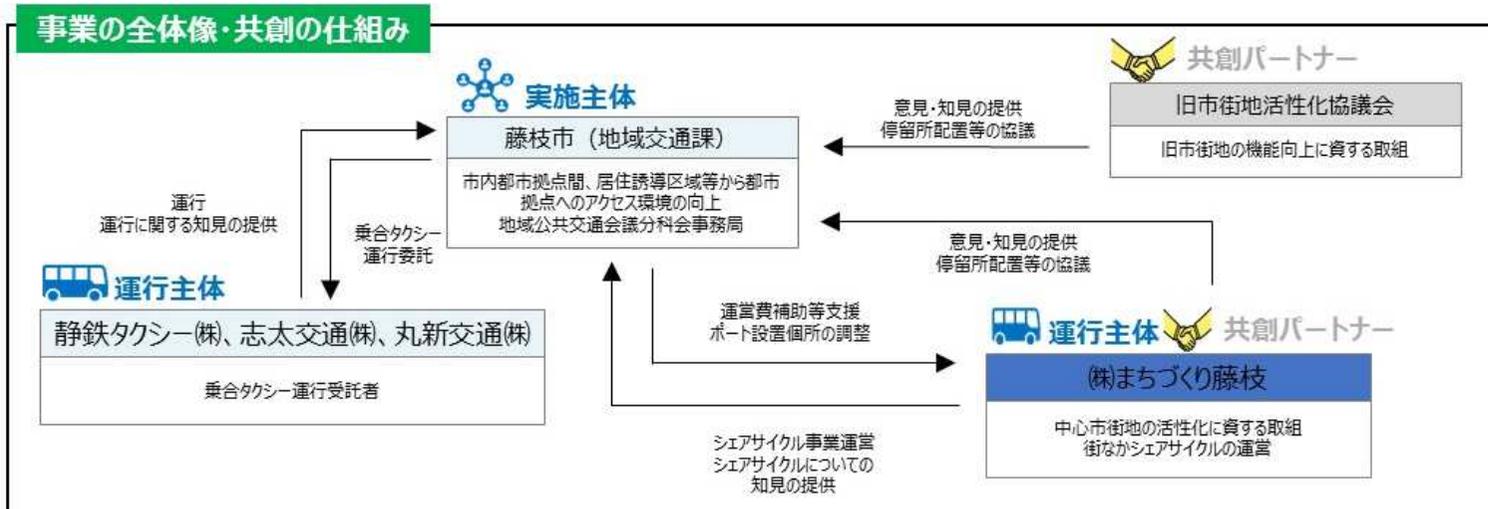
- ・乗合タクシー停留所、シェアサイクルステーションの設置個所について
- ・予約システムの構築の方向性について

【協議内容】

- ・乗合タクシーの停留所やシェアサイクルステーションについて、まちづくりの方向性や交通ネットワークの形成の方策を鑑み議論
- ・予約システムについての配慮すべき点等について多様な視点から議論

【委員意見等】

- ・現在の乗合タクシー、シェアサイクルの利用状況を踏まえ、利用しやすい新設箇所を検討してほしい。
- ・既存バス停付近へ乗合タクシー停留所を設置する場合は、バス運行の妨げにならないよう設置箇所、時刻の検討を行ってほしい。
- ・運行事業者や現在の利用者の意見を聴取し、利用しやすいシステムを構築してほしい。



2. 事業の経過・実施内容

(3)周知活動

印刷媒体による周知（R6.9月上旬）

- ・乗合タクシー予約方法変更についてガイドブックを作成（60,000部）し、市内全世帯へ配布
- ・藤岡地区乗合タクシー（会員制）の予約方法変更について利用ガイドを作成し全会員（約750名）に送付

高齢者サロンや自治会町内会への周知（R6.9.2）

- ・サロン当高齢者への通いの場への周知 3箇所 55人
- ・自治会町内会 3地区 86人

体験会の開催による周知（R6.10.2）

区域の延伸を行い新たに運行区域となった谷稲葉地区の住民に向け利用体験会を開催



藤岡地区乗合タクシー (デマンドタクシー) 利用ガイド 令和6年10月版

区域乗合

藤岡地区 このタク TAXI

藤枝市バス停型乗合タクシー 利用ガイドブック

令和6年10月版

乗合タクシー
お出かけ!

70歳以上
お乗車料半額

目次

- バス停型乗合タクシー予約方法の変更について P.1,2
- 藤枝市バス停型乗合タクシー路線図 P.3,4
- バス停型乗合タクシー「藤枝駅広幅線」 P.5,6
- バス停型乗合タクシー「藤枝駅光洋台線」 P.7,8
- バス停型乗合タクシー「五十海市立総合病院線」 P.9,10
- 市内をお出かけしよう! P.11

藤枝市バス停型乗合タクシーの
予約方法が変わります。

このガイドブックは毎年4月に発行している「バスマップ・特別版」において、乗合タクシーの予約方法変更に伴いその期間の
から作成しています。
令和6年10月から、「藤枝市乗合タクシー予約アプリ」を導入
し、さらに便利に乗合タクシーをご利用いただけるようになります。
従来の、各運行タクシー会社へのお電話による予約方法から、
専用コールセンターへのお電話、スマートフォン等を利用したワ
ェブアプリケーションによるネット予約が可能となります。
※ご予約のお電話番号が変わります。
詳しくは中間各路線のページをご確認ください。

藤枝市バス停型乗合タクシー
令和6年10月からの主な変更点

- ・バス停型乗合タクシーの予約方法が変わります。
- ・バス停型乗合タクシー3路線の停留所を増設します。
- ・停留所増設に伴い路線表を変更します。

令和6年
10月か
3

藤枝市乗合タクシー予約システム
(スマートフォン等ウェブアプリによる予約)
はコチラ

藤枝市バス停型乗合タクシー予約電話番号（3路線共通）
発行期間
050-2018-1115 8:00～19:00

2. 事業の経過・実施内容

(4)運行体制の整備

各タクシー事業者のドライバー、配車業務担当者を対象にシステム利用方法の研修を実施

R6.9.20 丸新交通(株) 1回目

R6.9.26 静鉄タクシー(株)、志太交通(株) 1回目

R6.9.20 丸新交通(株) 2回目

R6.9.27 静鉄タクシー(株)、志太交通(株) 2回目

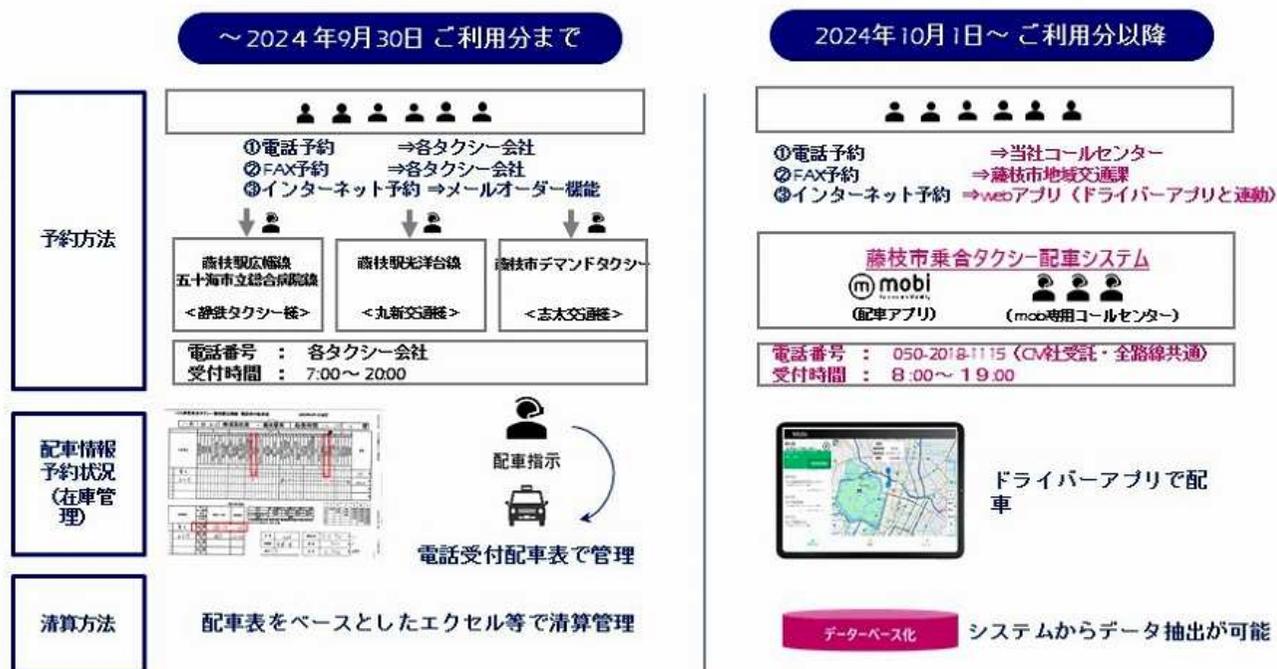


2. 事業の経過・実施内容

(5)構築システム概要

①ウェブアプリを活用し予約受付業務を集中化

デジタルを活用した効率化（運行受託タクシー事業者の人手不足解消・効率化）



2. 事業の経過・実施内容

(5)構築システム概要

②コールセンターを設置しアプリを利用できない利用者にも対応

利用者からのお問い合わせや配車予約に対応するためのコールセンターを一括受託
入電数のデータ化から予約傾向を把握しサービス改善に繋げる

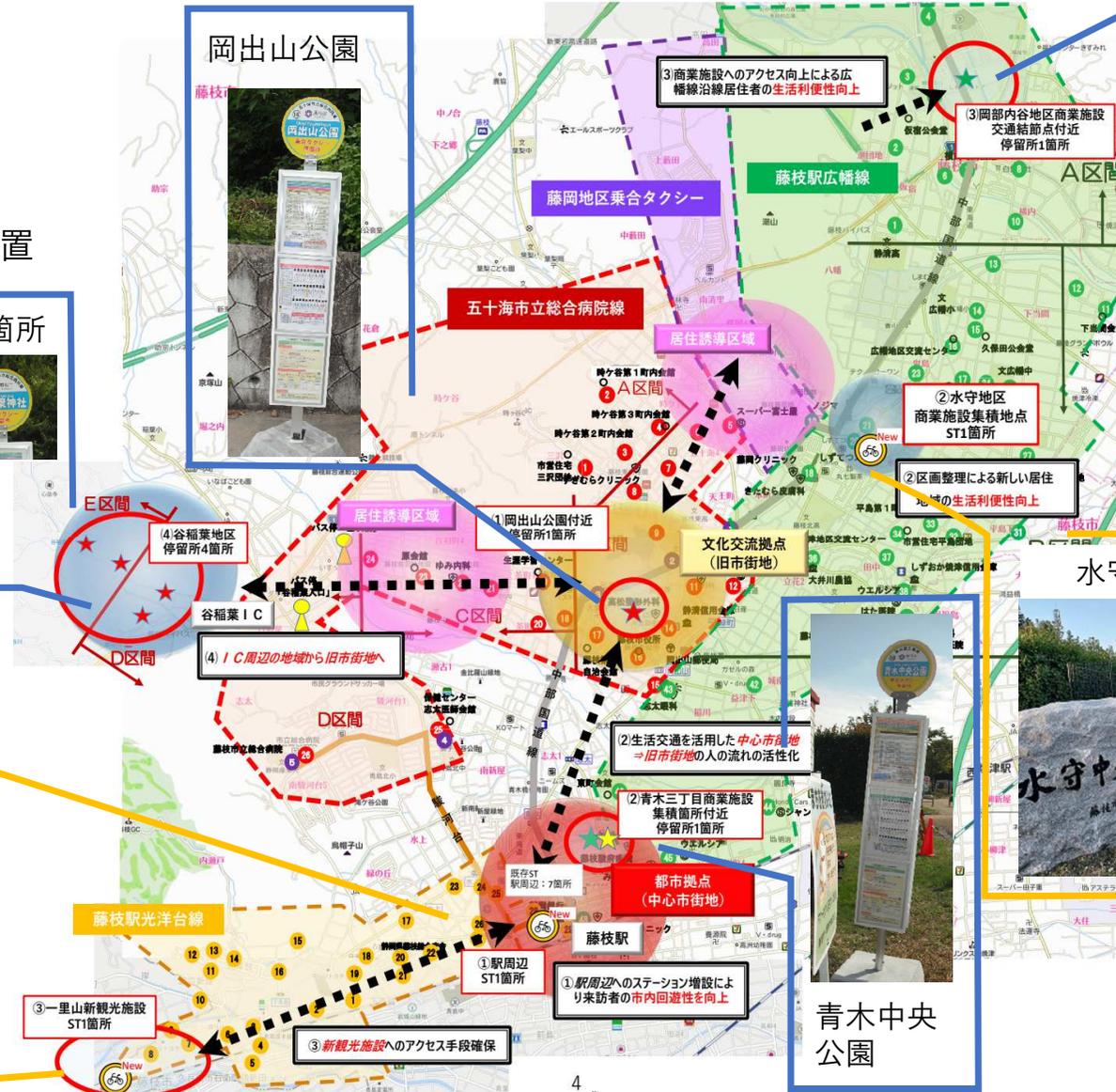


2. 事業の経過・実施内容

(6)設置停留所・ステーション

10/1乗合タクシー停留所 新規設置

7月～シェアサイクルステーション 新規設置



しずてつストア
岡部店前



水守中央公園11/8設置



青木中央公園



藤枝駅北地下道入口7/12設置



谷稲葉地区 4箇所



丸七製茶10/29設置



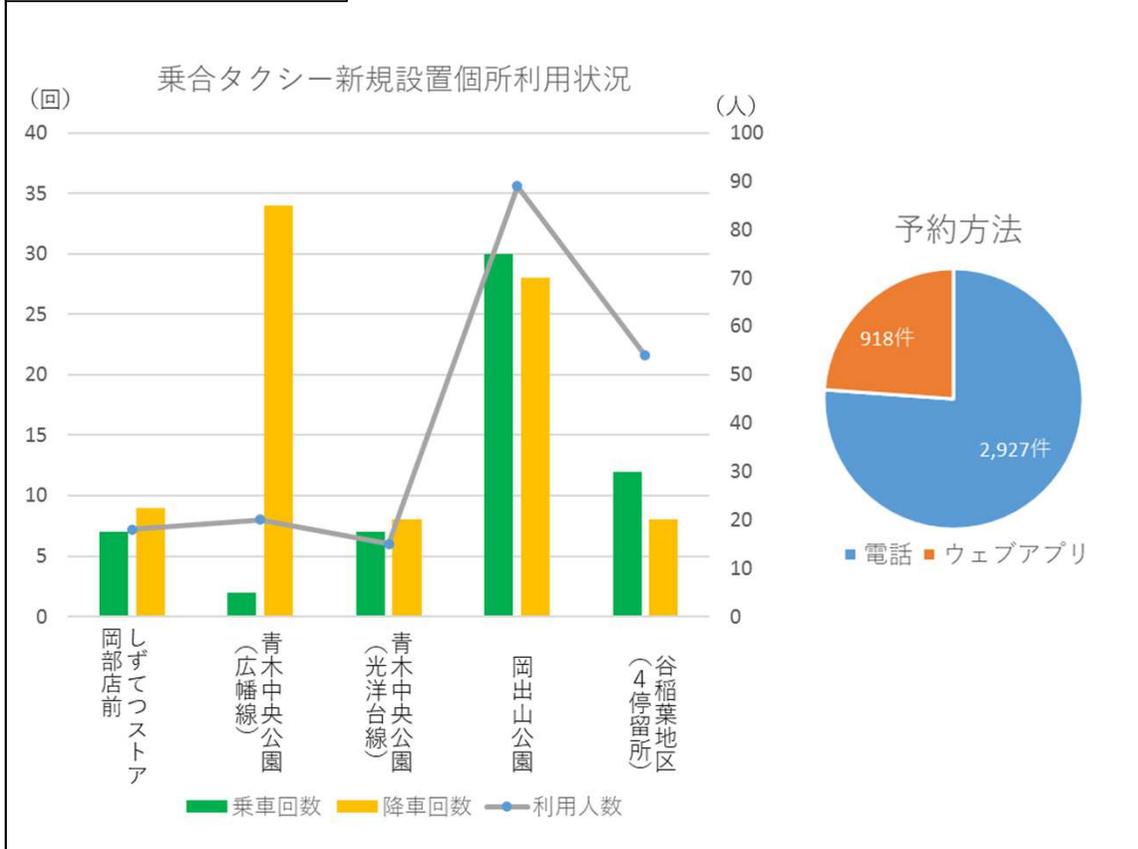
3. 事業の効果

3. 事業の効果

(1) 利用実績（新規増設箇所）

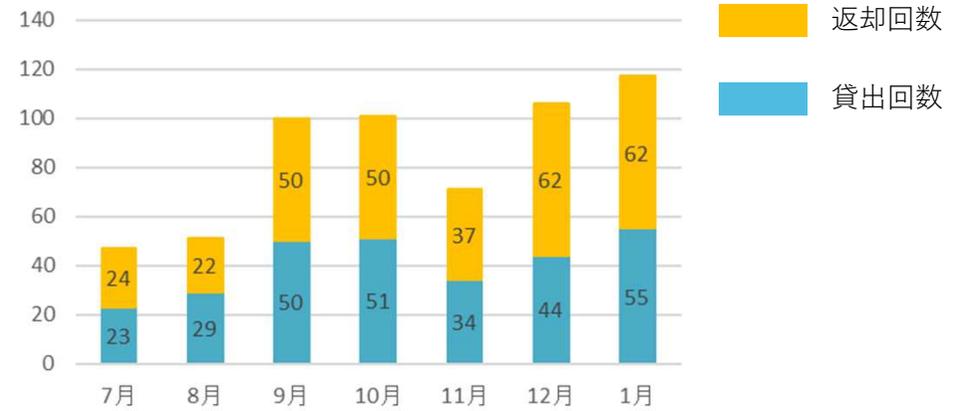
新規設置停留所・ステーションの利用実績

乗合タクシー

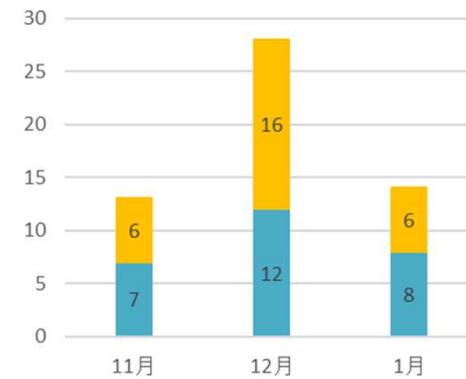


シェアサイクル

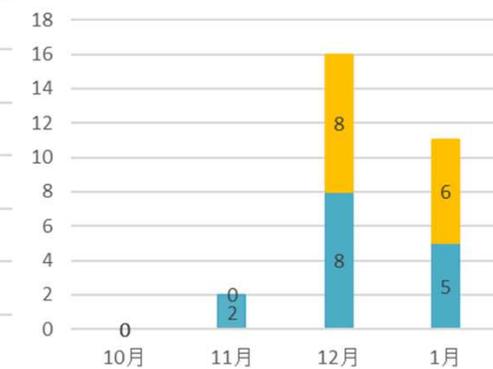
駅北地下道入口 7/12開設



水守中央公園 11/8開設



丸七製茶 10/29開設



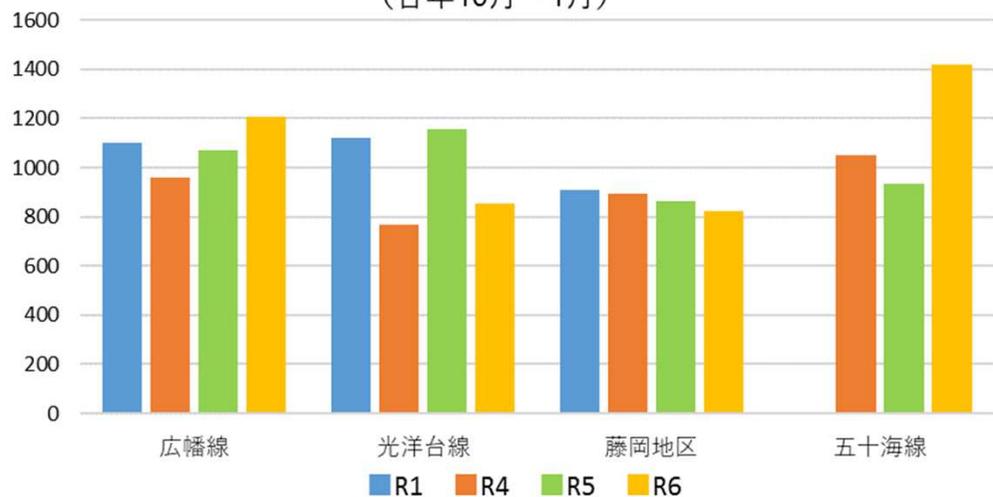
3. 事業の効果

(2)利用実績（全体）

乗合タクシー各路線、シェアサイクルの過去の実績との比較

乗合タクシー

乗合タクシー利用者数同時期比較
(各年10月～1月)



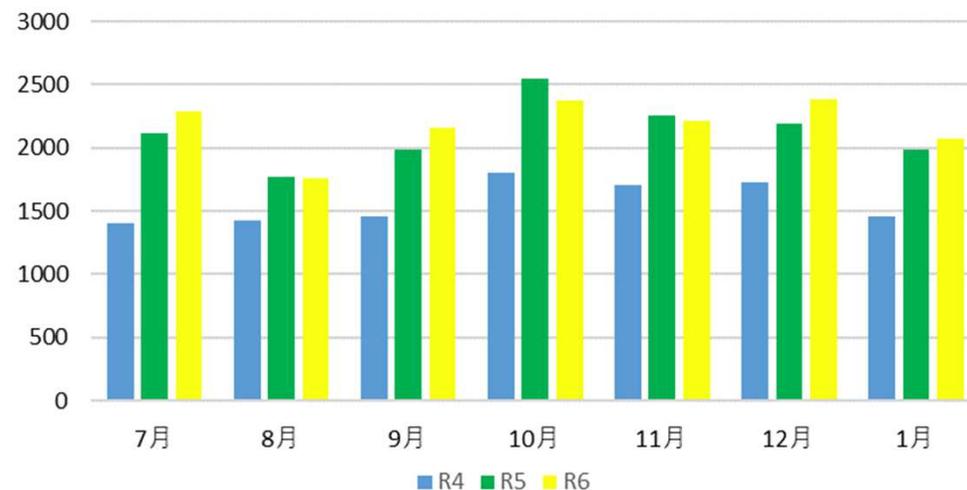
停留所の増設・区域の拡大を行った藤枝駅広幡線、五十海市立総合病院線は利用者が増加している。

※R1はコロナ禍前の利用状況として参考に掲載。

※五十海市立総合病院線はR4.3運行開始

シェアサイクル

シェアサイクル利用者数3箇年比較



天候によって利用回数が上下しやすいため、一概に月別の比較をすることができないが、年単位で見ると利用回数は増加傾向にある。

3. 事業の効果

(3)利用者アンケート調査

乗合タクシー 4 路線の利用者にアンケート調査を行った。

	外出頻度	
	増加した	減少した
藤岡地区	6	0
	変化なし	0
	無回答	5
	合計	17
藤枝駅広幡線	17	0
	変化なし	8
	無回答	1
	合計	26
藤枝駅光洋台線	5	12
	変化なし	17
	無回答	1
	合計	23
総合病院線	15	1
	変化なし	8
	無回答	3
	合計	26

	外出意欲	
	増加した	減少した
藤岡地区	9	0
	変化なし	4
	無回答	4
	合計	17
藤枝駅広幡線	21	5
	変化なし	5
	合計	26
藤枝駅光洋台線	13	10
	変化なし	10
	合計	23
総合病院線	13	9
	変化なし	9
	合計	22

予約方法満足度	
大変満足	1
やや満足	3
普通	2
やや不満	4
不満	4
無回答	3
合計	17
大変満足	3
やや満足	2
普通	7
やや不満	1
不満	4
無回答	9
合計	26
大変満足	9
やや満足	5
普通	1
やや不満	3
不満	1
無回答	4
合計	23
大変満足	6
やや満足	2
普通	10
やや不満	0
不満	2
無回答	6
合計	26

乗合タクシー 利用満足度	
大変満足	7
やや満足	4
普通	2
無回答	4
合計	17
大変満足	7
やや満足	5
普通	4
やや不満	1
不満	1
無回答	7
合計	25
大変満足	16
やや満足	2
普通	2
やや不満	0
不満	0
無回答	3
合計	23
大変満足	12
やや満足	3
普通	4
やや不満	2
不満	0
無回答	5
合計	26

予約方法に関する意見

- ・電話対応をもっとスムーズにしてほしい
- ・ウェブアプリがエラーでログインできない時がある
- ・慣れればスムーズに予約できそう

考察・分析

- ・乗合タクシーの利用により外出頻度・意欲ともに増加したとする回答が3路線で過半数となり、公共交通としての効果を確認できた。
- ・予約方法の満足度については電話予約の方は低調な傾向にある。対応を重ね、コールセンターの熟練度が上がれば改善に向かうと思われる。
- ・一方、ウェブアプリ利用の方の満足度は高い傾向にあるため、電話予約からウェブアプリ予約への移行を促す方を検討していきたい。

3. 事業の効果

(4)効果測定

乗合タクシーのアンケート調査結果から効果測定を行う。

No.	効果測定項目	数値	単位	※数値入力方法に関する説明
1	外出回数の増加数 (週当たり)	0.75	回/週	回答者のうち高齢者(60歳以上)の数 70人 うち外出回数が「〇回増加した」と回答した方の合計増加回数 52.25回/週 1人当たりの増加回数 52.25回/70人 \div 0.75回
2	サービスを利用して、 外出意欲が増加した と認められる人の比率	52.86	%	回答者のうち高齢者(60歳以上)の数 70人 うち外出意欲が「増加した」と回答した方の数 37人 外出意欲が増加したと認められる人の比率 37人/70人 \times 100 \div 52.86%
3	高齢者・障がい者に 対するご家族の送迎 回数の減少数(週 当たり)	0.80	回/週	回答者のうち高齢者(60歳以上)で乗合タクシー利用前の移動手段に「家族の送迎」を含む方の数 5人 うち家族の送迎回数が「〇回減少した」と回答した方の合計回数 4回 1人あたりの送迎減少回数 4回/5人 $=$ 0.80回
4	公共交通機関を利用 した主要商業施設等 への移動回数の増加 数(週当たり)	0.82	回/週	回答者のうち利用目的を「買い物」または「食事」と回答した方の数 17人 うち外出回数が「〇回増加した」と回答した方の合計増加回数 14回/週 1人当たりの増加回数 14回/17人 \div 0.82回
5	サービスを利用して、 乗継時の負担が減少 したと認められる人の 比率	6.52	%	令和5年調査時に「他の公共交通への乗り継ぎを行う」と回答した方の数 25人 令和6年調査時に「他の公共交通への乗り継ぎを行う」と回答した方の数 31人 31-25=6人 総回答者数 92人 乗継時の負担が減少したと認められる人の比率 6/92 \times 100=6.52%

測定結果について

乗合タクシーを利用することにより外出回数、外出意欲が増加したという回答が一定数あり、延伸等を行うことによる外出への効果を確認することができた。

また、藤枝駅広幡線ではバスへの乗り継ぎ(またはバスから乗り継ぎ)を行うと回答した方が、前年1人であったが5人まで増加した。

停留所を増設し、他路線への乗り継ぎ可能なポイントを増やすことにより、効果的に交通ネットワークを拡大できていると考えられる。



4. 事業の今後の方向性

4. 事業の今後の方向性

事業の今後の方向性

・乗合タクシーの継続運行

市一般財源のほか、フィーダー補助を活用するほか、毎年発行するバスマップに市内各拠点のアクセスやイベント情報を掲載するなど、利用につながるよう周知に努めることで乗合タクシー路線を確保維持していく。

また、フィーダー路線として地域間幹線との接続を踏まえた停留所増設、延伸を行い公共交通ネットワークを改善していくことで引き続き都市機能向上を図る。

・シェアサイクルの運営継続

引き続き市が支援しつつ(株)まちづくり藤枝がシェアサイクル運営していく。

公共交通の補完の手段として交通ネットワークの改善に資するステーションの拡大を行っていく。

また、運営維持のための利用者増を図り、インターネットを通じた情報発信を行うなどの周知に取り組んでいく。

・予約システムの機能改善

予約アプリについて、利用者からの満足度は高い一方で、運行事業者に新たな業務も生じてしまっているため、より円滑な運行管理が可能となるよう必要な機能改善を行っていく。

毎年世帯配布しているバスマップでアプリ利用方法の掲載を行うなど、電話予約からアプリ予約に移行しやすいよう周知を行う。

藤枝市次世代交通システム推進に関する 基本的考え方

令和7年3月

藤 枝 市

も く じ

第1章 策定に当たって	2
1 策定の目的と位置付け	2
2 想定期間	2
3 対象事業	2
第2章 移動に関する現状と課題	3
1 生活圏域と都市拠点を線でつなぐ公共交通サービス	3
2 公共交通に頼れない人のための移動支援サービス	4
3 ドア・ツー・ドアの移動を可能にするタクシー	5
4 公共交通を補完するシェアモビリティサービス	6
5 地域の拠点を活用したサービス	7
6 本人の移動を必要とする「足」の課題	8
7 新たな発想による次世代技術の活用	9
第3章 次世代交通システムの推進による「幸せになるまちづくり」	10
1 課題解決に向けた施策体系	10
2 基本理念の実践	11
(1) 公共交通サービスの輸送の効率化と効果的な輸送手段への転換	11
(2) 移動サービスの効率的・効果的な手段の検討	12
(3) タクシーの運転手人材の確保と効率的な運行の実現	13
(4) シェアモビリティサービスの推進	14
(5) 日常生活圏域ごと生活に必要なサービスを受けられる環境づくり	15
(6) 移動しなくても手続等が可能な環境づくり	16
(7) 新たな発想による次世代技術の活用	17
重点事業方針・事業及び事業実施目途	18

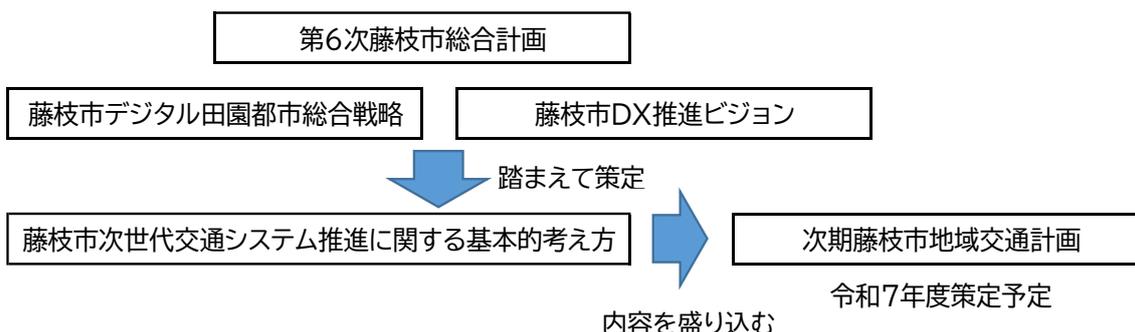
第1章 策定に当たって

1 策定の目的と位置付け

「藤枝市次世代交通システム推進に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」）は、本市における市民の「足」となる公共交通や移動支援サービス、さらには行政サービスとして地域に出向いて提供する必要がある出張サービスなどについて、デジタル技術をはじめとした新しい技術を活用して移動を効果的かつ効率的に行うことで公共的な課題の解決を行うことを目的として策定したものです。

なお、基本的考え方において掲載する事業については、第6次藤枝市総合計画、藤枝市デジタル田園都市総合戦略及び藤枝市DX推進ビジョンを踏まえ、令和7年度に策定を予定している次期の市地域交通計画へ掲載する事業として洗い出したものであり、課題解決の必要な時期を踏まえ、次年度戦略方針に計画的に位置づけを行うよう実施時期の目途を整理したものです。

本市において、移動の課題が計画的に解決できるよう、交通政策の推進を図るものです。



2 想定期間

基本的考え方における事業は、概ね6年までの実施を目途としていますが、併せて、新たなまちづくりの構想を踏まえて将来導入が必要となることが想定される交通システムについても併せて掲載しています。

短期	中期	長期
1～3年	4～6年	将来構想

概ね3年までの実施については短期、概ね6年までの実施については中期、将来の導入を想定するものは長期として整理しています。

3 対象事業

基本的考え方の事業の対象となるものは、市行政の所管する公共交通、移動サービス及び公共サービスの出張サービスの全てです。

第2章 移動に関する現状と課題

1 生活圏域と都市拠点をつなぐ公共交通サービス

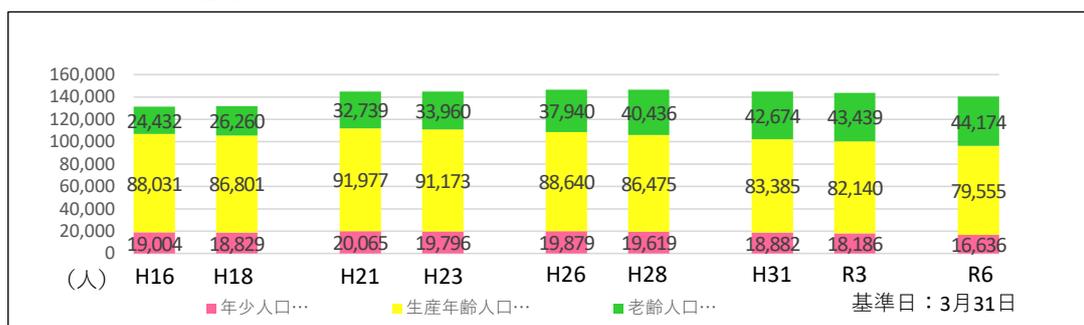
【役割と現状】

本市では、公共交通サービスとして、民間バス路線が8路線、民間バス路線が撤退した後の生活交通として、自主運行バス5路線や乗合タクシー4区域の運行をしており、年間延べ120万人以上の利用があり、市民や来訪者の「足」となっています。

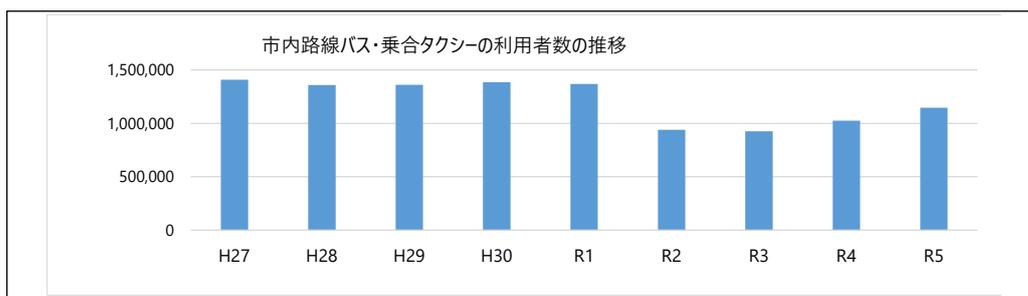
しかし、路線バスの利用者数は少子化とともに減少しており、コロナ禍を除き減少の一途をたどっています。また、労働力不足に運送業に対する労働規制が追い打ちをかけて運転手人材の不足が深刻化しています。さらに、地域住民の高齢者の割合が増大し、世帯構成においても高齢者世帯が増加する中、移動のニーズも多様化、複雑化しています。

こうした問題に対応するためにも、輸送の効率化、効果的な輸送手段の研究を行う必要があります。

年齢別人口の推移



公共交通の利用状況



●問題

- ・路線バス利用者の減少
- ・運転手人材不足
- ・移動ニーズの多様化、複雑化

○課題

- ・輸送の効率化
- ・効果的な輸送手段への転換

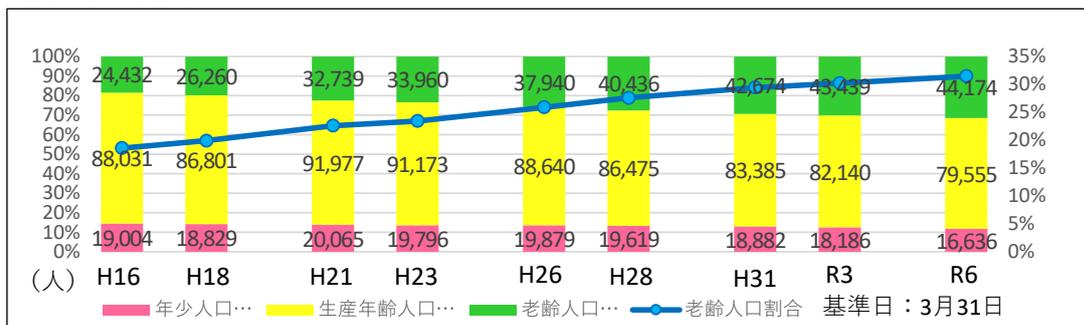
2 公共交通に頼れない人のための移動支援サービス

【役割と現状】

本市では、団塊の世代が75歳となる2025年以降、自らの運転や公共交通による移動が難しい人が増加することが予想されます。早期に見据え、高齢になっても日常生活に必要な外出を可能とするために、地域の運転ボランティアの団体に車両を提供する仕組み「地域支え合い出かけっCARサービス支援事業」や高齢者の通いの場を運営する団体と連携して行う送迎サービス「ふじえだ足すと号運行事業」を創設するなどして、自らの運転や公共交通を利用しての移動が難しい人の移動手段の創出に尽力してきました。これにより、地域の運転ボランティアによる移動支援サービスが10地区中6地区で、地域の法人と連携して行う買い物支援サービス等が3地区で行われるなどして、公共交通に頼れない高齢者の移動手段として活用されています。

一方、これらの仕組みを支える担い手は高齢者がほとんどで、担い手の確保に課題を抱えています。こうしたことを踏まえ、新たな技術を活用した効率的・効果的な移動サービスの確保が望まれます。

高齢化率推移



移動支援サービスの状況

実施・対象地区	実施主体	制度名	内容	道路運送法上の運行形態
瀬戸谷	瀬戸買援隊運営委員会	自家用有償旅客運送支援事業	法人と連携した買い物支援	交通空白地有償運送
	藤ふれあい出かけっCAR	自家用有償旅客運送支援事業	買い物	福祉有償運送
葉梨	葉梨ささえ愛隊	地域支え合い出かけっCARサービス支援事業	買い物、通院支援	無償運送
藤枝	藤枝ふれあい出かけっCAR	地域支え合い出かけっCARサービス支援事業	買い物支援	無償運送
広幡	広幡地区社会福祉協議会	-	送迎付き	無償運送
	特別養護老人ホームきらら藤枝	-	お買い物ツアー	無償運送
西益津	西益津お出かけ支援隊	地域支え合い出かけっCARサービス支援事業	買い物支援	無償運送
	西益津通院サポート隊	自家用有償旅客運送支援事業	通院支援	福祉有償運送
高洲	高洲足すとし隊	地域支え合い出かけっCARサービス支援事業	買い物支援	無償運送
大洲	大洲地区社会福祉協議会	地域支え合い出かけっCARサービス支援事業	買い物支援	無償運送
	移動支援部「ノアの運ぶネ」	-	-	-
岡部	岡部地区社会福祉協議会	-	買い物支援	無償運送
	社会福祉法人葉月会 亀寿の郷「岡部おでかけ助け愛隊」	-	-	-
市内全域	藤枝市(地域交通課)	ふじえだ足すと号運行事業	通いの場の送迎	無償運送

●問題

- ・移動支援サービスの担い手の不足
- ・移動支援サービスを必要とする人の増加

○課題

- ・移動支援サービスの効率的・効果的な手段の検討

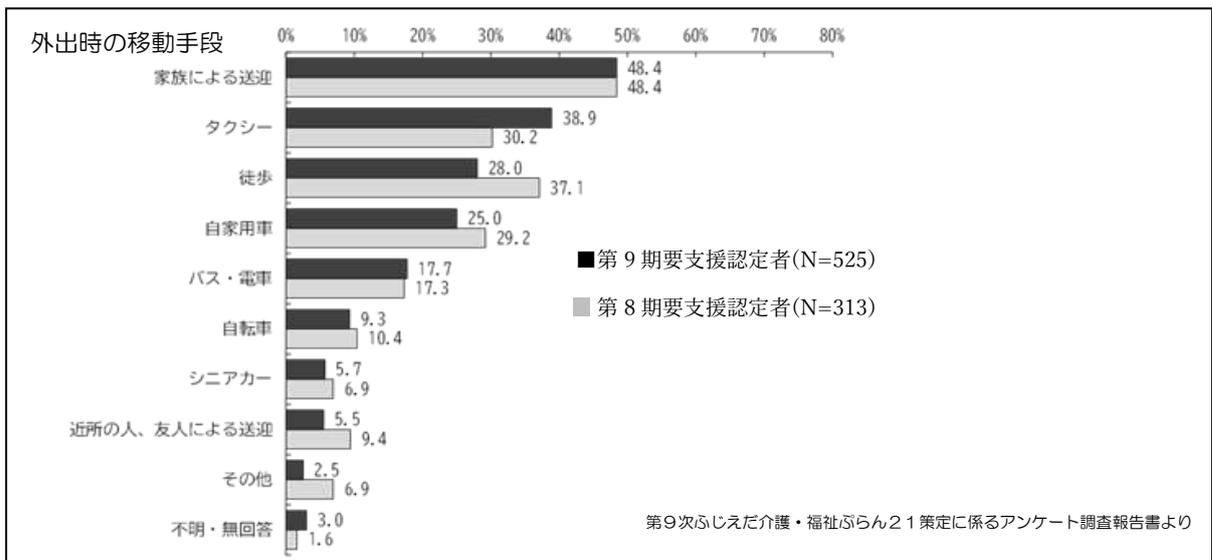
3 ドア・ツー・ドアの移動を可能にするタクシー

【役割と現状】

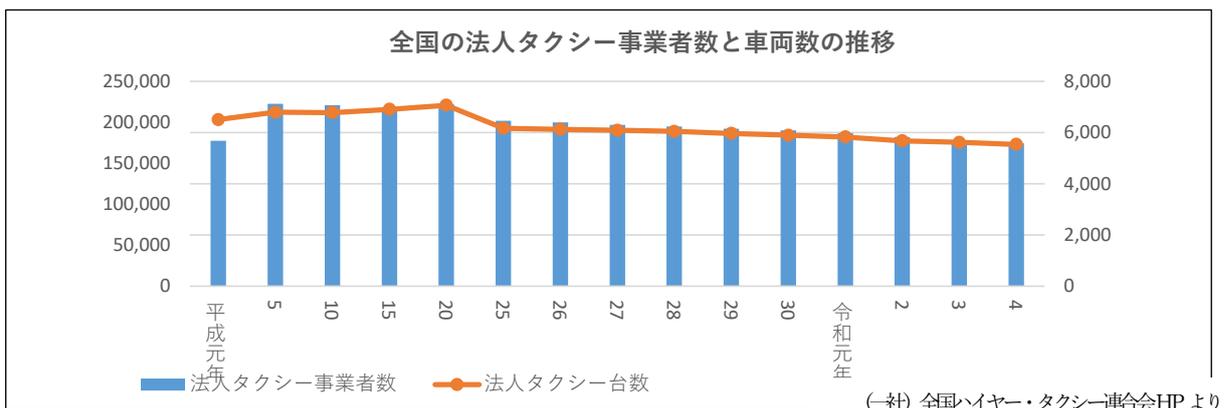
本市では、タクシー事業者4社が、ドア・ツー・ドアの面的な移動をカバーする交通サービスの担い手となっています。特に、高齢者の通院や買い物など、バスの停留所まで歩いて行けなかったり、バスの乗り換えが困難だったりする高齢者にとっては重要な生活の「足」の役割を果たしています。

一方、タクシー業界も路線バスと同様、運転手人材の不足が深刻化しており、タクシーの台数が不足する時間帯もある中で効率的で効果的な運行形態を模索する取組が行われています。

高齢者の意識調査



タクシーの台数の推移



●問題

- ・運転手人材不足
- ・運転手の高齢化

○課題

- ・運転手人材の確保
- ・効率的で効果的な運行の実現

4 公共交通を補完するシェアモビリティサービス

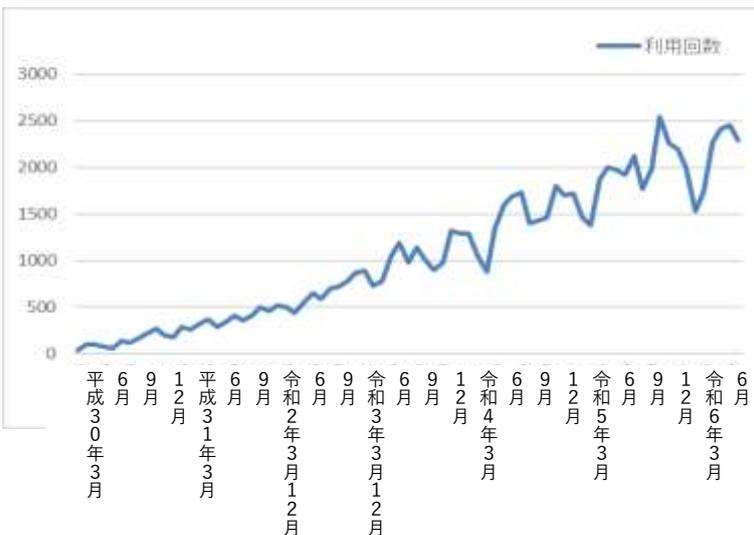
【役割と現状】

本市では、(株)まちづくり藤枝が実施主体となり、市の補助を受けてシェアサイクル事業を展開しています。当初は、中心市街地における公共交通の空白を面的に埋める移動手段（葉の交通）としての活用を図っていましたが、現在では中心市街地にとどまらず、市内広範囲にわたり、公共交通の空白を埋める役割を担うよう期待されています。

ステーションの密度が高い藤枝駅周辺においてはシェアサイクルの利用度が高く、葉の交通としての役割を十分に果たしており、一方、他のステーションとの距離がある場所については利用が低い状況となっています。利用の用途や行先を分析し、ステーションの配置について移動データをもとに検討することで、より効果的な移動手段となることが期待できます。

また、このような、シェアサイクルをはじめとするシェアモビリティサービスは、公共交通を補完したり、カーシェアリングなどマイカーからの転換の行動変容を促すことで渋滞を解消するツールとなったりするなど、新たな移動スタイルが広がり、マイカー以外手段で移動総量を増加させる可能性を秘めているといえます。

シェアサイクルの利用状況の推移



データ提供・(株)まちづくり藤枝



●問題

- ・シェアサイクルの地域格差
- ・慢性的交通渋滞

○課題

- ・シェアサイクルのより効果的なステーションの配置
- ・シェアモビリティの有効活用

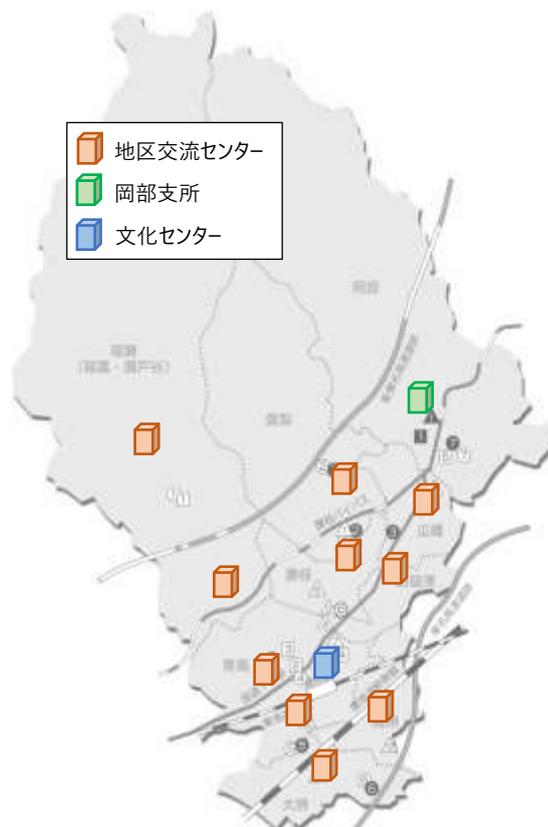
5 地域の拠点を活用したサービス

【役割と現状】

市民がいつまでも住み慣れた地域で生活しつづけるには、日常生活圏域で生活に必要なサービスが受けられることが重要です。本市では、10地区に地区交流センターを11か所、支所を1か所設置して、地域の活動拠点や行政の手続きを可能とし、生涯学習講座を開催するなど地域の身近な拠点として活用しています。こうした拠点に、デジタル支援員を派遣して、スマートフォンの活用について支援するサービスを行ったり、地域活動推進主任を配置して自治会組織、地区社会福祉協議会などの地域団体の活動支援を行ったり、生活に身近な拠点の機能を充実させています。

一方、10地区を日常生活圏域としてみると、買い物、医療、金融機関など生活に必要な用事を地区内で完結させる利便性については、地域によって差異があります。

地域の拠点を活用して効果的な生活を支えるサービスの展開が求められます。



●問題

- ・日常生活圏域で生活に必要なサービスが受けられない

○課題

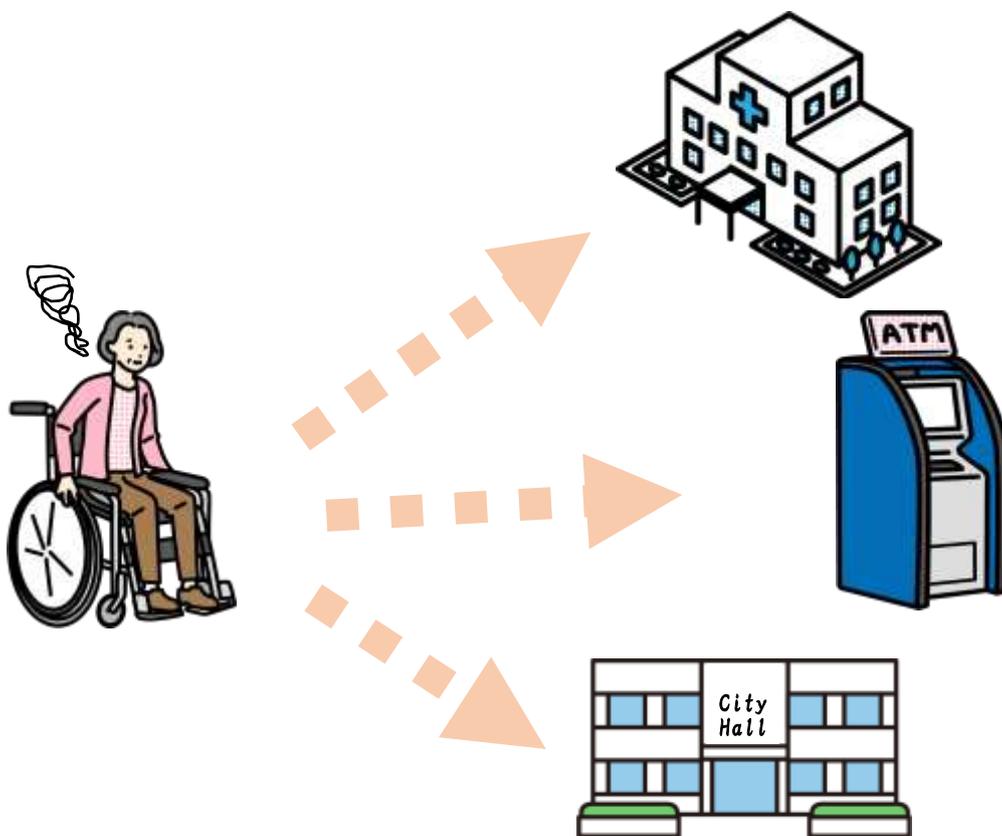
- ・日常生活圏域ごと生活に必要なサービスを受けられる環境づくり

6 本人の移動を必要とする「足」の課題

【役割と現状】

日常生活を送るうえで、医療機関の受診や健康診断の受診、本人確認が必要な金融機関や行政機関での手続は、本人の移動が必要となります。加齢や病気、けがにより移動が難しい人が、移動してこうした場所に赴くことは、とてもハードルが高いものとなります。とりわけ、介護タクシーの事業者が限られており、これに代わる福祉有償運送の創出に向けて取り組んでいるところです。

移動を行わなくても手続が行えるため環境づくりが求められます。



●問題

- ・移動が困難な人であっても移動しないと手続ができない

○課題

- ・移動しなくても手続等が可能な環境づくり

7 新たな発想による次世代技術の活用

【役割と現状】

移動手段は技術革新により、次世代空モビリティに代表される全く新しい乗り物が生み出されることが予想されます。こうした技術革新により、どのような課題解決や施策展開が可能なのか想定しておくことで、新たな技術の受容性を高めることが可能となります。

現段階で具体的な構想がない新たな技術の活用方法について、全く新しい発想で次世代技術を活用する視点を持って施策を検討することが重要です。

“MaaS”の導入推進



自動運転技術の活用



出典：しずおか自動運転 ShowCASE プロジェクト令和5年度実証実験結果



次世代空モビリティ

出典：経済産業省



第3章 次世代交通システムの推進による「幸せになるまちづくり」

1 課題解決に向けた施策体系

市民の誰もが「藤枝」に住んでよかったと思える「幸せになるまちづくり」を推進するため、第2章で述べた課題について、次の施策体系により次世代交通システムの推進を通じて解決を図るものとします。

【施策の基本理念】

◎ 次世代交通システムの推進による「幸せになるまちづくり」

(1) 公共交通サービスの輸送の効率化と効果的な輸送手段への転換

(2) 移動支援サービスの効率的・効果的な手段の検討

(3) タクシーの運転手人材の確保と効率的な運行の実現

(4) シェアモビリティサービスの推進

(5) 日常生活圏域ごと生活に必要なサービスを受けられる環境づくり

(6) 移動しなくても手続等が可能な環境づくり

(7) 新たな発想による次世代技術の活用

【重点事業方針】

「次世代交通システムの推進による『幸せになるまちづくり』」を施策の基本理念とし、7つの項目を基本理念の実践するための重点事業方針と位置付け、段階的に施策と事業の推進を図るものとします。

2 基本理念の実践

基本理念の実践に向けた7つの重点事業方針の具体的な事業内容については、次のとおりです。

(1) 公共交通サービスの輸送の効率化と効果的な輸送手段への転換

路線バスを運行する環境は人口構造の変化とともに大きく様変わりしています。少子化に伴う乗降者数の減少、運転手不足や燃料価格の高騰など様々な要因により、路線バスを維持するための運行経費は上昇しています。このような状況の中で、より効率的な公共交通の維持、確保を行う手法を模索する必要があります。

① 自主運行バスへのバスロケーションシステムの導入推進

バスの利用促進を行う上では、バスの利便性の向上が必要となります。道路事情により遅延が発生する場合には、バスがどこを走行しているのか、リアルタイムで利用者に情報共有できる仕組みが有効です。GPS機能を活用したバスロケーションシステムの活用により、利用者にバスの利用に対する抵抗感を払拭することが必要です。

② 乗合タクシー予約配車システム導入

本市では、民間バス路線の廃止に伴い、1便当たりの平均乗車人数が低く、バスでなく普通乗用車でも賄える人数であれば、予約制の乗合タクシーに転換し、効率的な運行手法を選択してきました。しかし、バスの利用には予約が必要ないのに対し、乗合タクシーは予約が必要となるため、その手間に抵抗を感じることを考えられます。スマートフォンが子どもや高齢者にも浸透している中、手軽にスマートフォンで予約や決済ができることで利便性を高めることが求められます。スマートフォン1つで日常の行動が広がるMaaS（Mobility as a Service）を見据えた取組として、乗合タクシーのデジタル技術の活用をした予約配車システムの導入を進めていきます。このシステムの導入により、オンライン決裁や運行経路をデジタル技術で運転手に配信することが可能となり、運賃の収受や運転手が停留所の位置を全て記憶する必要もなくなり、運転手の負担も緩和され、効率的な運行が可能となります。

具体的な事業	実施目途
①自主運行バスへのバスロケーションシステムの導入推進	短期
②乗合タクシー予約配車システム導入	短期

(2) 移動支援サービスの効率的・効果的な手段の検討

今後、高齢化のさらなる進展に伴い、公共交通に頼れない人の移動サービスの需要はより一層増大していくことが予想されます。また、地域住民が主体となって、地域福祉活動として各地域で実施している出かけっCARサービスの担い手も高齢者であり、需要の増加と対照的に担い手不足の深刻化が危惧されます。日常生活圏内での近距離移動を効率的に担う移動手段の導入が求められます。

① 出かけっCARサービスにおける自動運転車両の導入

上記の課題に対応する手法として考えられるのが、自動運転技術です。自動運転技術の安全性の課題がクリアされ、法整備が進み、一般化され導入コストが下がることで、地域の移動支援サービスを担う手段になり得ます。

② 自動運転技術の実証実験の実施

自動運転技術の実用段階の前段階に当たっては、実証実験を経て、安全性や市民の受容性を確保する取組を行うことも有効です。

③ 出かけっCARサービスにおける運転支援システム装備

自動運転技術については現状では試験段階ですが、現在汎用化している自動車には安全性を確保するための運転支援システムがあり、ブレーキアシストシステムや自動運転で車庫入れをすることもできます。こうした運転支援システムを出かけっCARサービスの車両に導入することも求められます。



具体的な事業	実施目途
①出かけっCARサービスにおける自動運転車両の導入	長期
②自動運転技術の実証実験の実施	中期
③出かけっCARサービスにおける運転支援システム装備車両の導入	短期

(3) タクシーの運転手人材の確保と効率的な運行の実現

タクシーはドア・ツー・ドアの輸送が可能であることから、バス等に頼ることができない人にとっては生活に欠かせない公共交通であるタクシーは、運転手人材の確保や先端技術を活用した効率的な運行による持続性の確保が求められています。

① 乗合タクシーのシステム化等による運行効率化

バス停型乗合タクシーに活用している予約システムへのルート検索システムの導入や、より効率的な配車の可能な運行管理システムを搭載することにより、事業者負担の軽減を図ります。また、Jリーグ開催時の乗合タクシーの運行などニーズに合った運行形態により効率化を推進します。

② タクシー乗り場におけるカメラ設置による効率的配車

タクシーが不足して藤枝駅北口のタクシー乗車を待つ人が行列をつくる状況になったときに藤枝駅への配車が円滑にできるよう、タクシー事業者の配車センターでリアルタイムにタクシー待ちの状況が遠隔で確認できるカメラを設置し、効果的な配車を実現します。

③ タクシー事業における自動運転車両の導入支援

AIや自動運転技術の進化により、米国ではタクシーへの自動運転車両の導入が始まっています。いまだ安全面での課題や懸念を孕むものの、安全面、法整備の課題が解消されると人手不足の一手の解消が期待できます。安全面を懸念する方に向けた有人運転による従来のタクシーとの共存も視野に入れつつ、こうした技術の発展を注視し、事業者の導入支援策を研究して行く必要があります。

予約システムのアップデートによる運行効率化イメージ
画像：CommunityMobility(株)

具体的な事業	実施目途
①乗合タクシーのシステム化等による運行効率化	短期
②タクシー乗り場におけるカメラ設置による効率的配車	短期
③タクシー事業における自動運転車両の導入支援	長期

(4) シェアモビリティサービスの推進

現在、本市では、シェアモビリティサービスとして、(株)まちづくり藤枝が実施主体となりシェアサイクルのサービスを提供しています。利用数は年々増しており、需要は高まっています。

① シェアサイクルのより効果的な運営

中心市街地をはじめとした市内各拠点に配置されているシェアサイクルは、公共交通の補完としての役割を担い、技術の発展とともにさらに利便性が向上していくことが期待されます。人流データ等の活用により利用傾向や市民の生活圏域等を分析し、市外も含めた効果的なステーション配置を行うことにより、更なる生活利便性や運営効率の向上および交通ネットワークの強化を図ります。

また、ノーパンクタイヤやソーラー充電などの導入により人的コストを削減し、持続性の確保を図ります。

② MaaSにおける”葉の交通”としてのシェアサイクルの活用

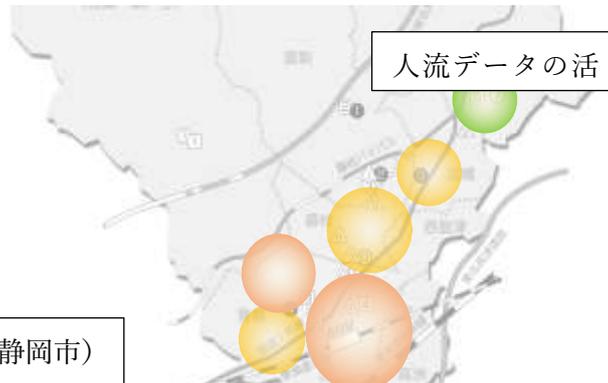
いわゆる“幹・枝・葉”の役割を担う公共交通とのシステム連携を行うことにより、幹・枝の役割を担う公共交通の補完交通手段として利用者ストレスの少ないシームレスな移動を実現する、域内の「ラストワンマイル」を担う役割の強化を図ります。

③ 新たなシェアモビリティサービスの提供促進の研究

近年、民間企業が主体となったシェアモビリティサービスの検討が行われています。市民や来訪者が本市における移動手段の選択肢が広がり、移動総量が拡大することで経済波及効果が高まるよう、シェアモビリティサービスの提供の支援について研究していきます。



シェアサイクルへのソーラー充電設備（静岡市）



具体的な事業	実施目途
①シェアサイクルのより効果的な運営	短期
②MaaSにおける”葉の交通”としてのシェアサイクルの活用	長期
③新たなシェアモビリティサービスの提供促進の研究	長期

(5) 日常生活圏域ごとと生活に必要なサービスを受けられる環境づくり

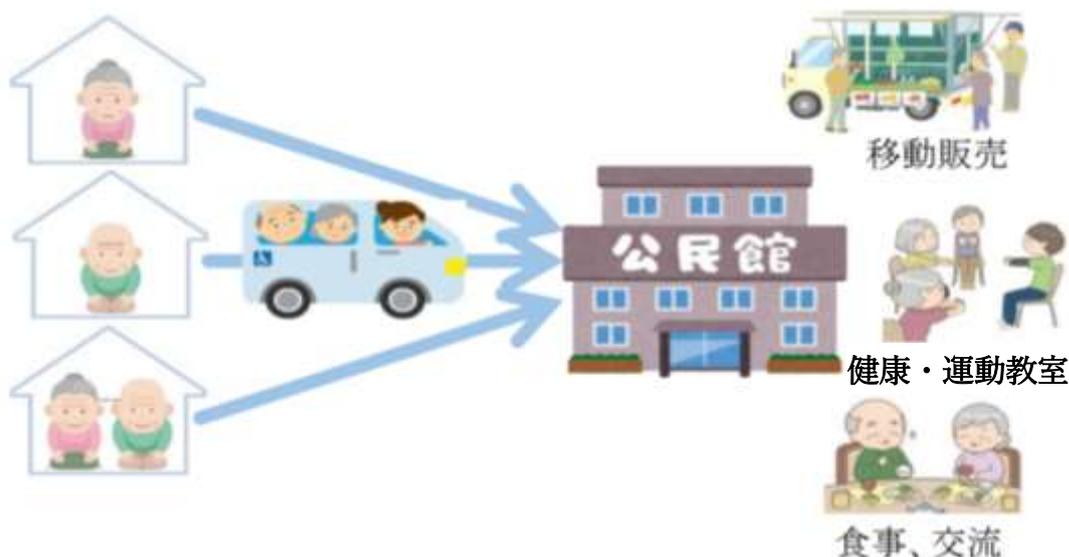
日常生活圏域ごとに設置している地区交流センターや支所を活用し、行政機能や文化拠点的機能のみならず、生活利便性を高める民間サービスとの連携により、地区拠点に出向けば生活に必要な用事を済ますことのできる生活サポートを行うことが有効です。

① 高齢者地域生活総合サポート事業の推進

朝比奈地区では、高齢者を対象に運動やコミュニティ交流の機会の創出に加え、移動販売を誘致し、健康づくりや生活に必要な買い物ができる高齢者地域生活総合サポート事業を展開し、自ら運転して移動することができない高齢者を支援しています。こうした事業を持続的に行うことで、中山間地域においても近距離の移動で様々な活動に参加したり、用事を済ませることが可能となります。

② 高齢者地域生活総合サポート事業の横展開

朝比奈地域で先駆的に実施している高齢者地域生活総合サポート事業について、同様の課題を持つ地域において横展開を図ることで、課題解決が期待できます。公民連携により、他地域での展開に向けて取り組んでいきます。



具体的な事業	実施目途
①高齢者地域生活総合サポート事業の推進	短期
②高齢者地域生活総合サポート事業の横展開	短期

(6) 移動しなくても手続等が可能な環境づくり

機関の受診や健康診断の受診、本人確認が必要な行政機関や金融機関等での手続は、本人の移動が必要となります。加齢や病気、けがにより移動が難しい人が、移動を行わなくても手続が行えるため環境づくりが求められます。

① モバイルクリニック（医療 MaaS）の導入支援

自宅などへ看護師などの医療スタッフが乗車した移動診察車が出向き、車内のテレビ電話を用いて診療所の医師とオンライン診療を実施することで、医療機関まで行かずに受診することが可能となります。このようなシステムの導入支援について研究していきます。

② 移動型行政サービス（行政 MaaS）等の研究

地域に行政職員が乗車した庁舎とオンライン接続された車両が出向き、市役所へ移動することなく、各種申請や相談、期日前投票等に対応することが可能となります。配慮が必要な人への支援として、移動型行政サービスの導入を研究していきます。

また、行政サービスと同様に、民間サービスについてもこうしたサービスの提供が有効です。移動行政サービスと合わせて研究する必要があります。



具体的な事業	実施目途
①モバイルクリニック（医療 MaaS）の導入支援	長期
②移動型行政サービス（行政 MaaS）等の研究	長期

(7) 新たな発想による次世代技術の活用

今後の技術革新に伴い、スマートシティの構築推進をはじめとしたまちづくりのあり方の変化や、世代交代を重ねることによる市民のデジタル活用能力の向上により、求められる公共交通の役割も急速に変化していくことが予測されます。こうした変化に対応し、課題解決に活用していくため、日々進化していくテクノロジーを注視していく必要があります。

① まちづくりと連動した新たな交通システムの創出の研究

公共交通の求められる役割の変化に対応できるよう、環境に配慮したグリーンスローモビリティや自動運転技術の活用など新たなまちづくりの方向性に連動した交通技術・モビリティの活用方法の研究を行います。

② 次世代空モビリティを活用した新たな貨客輸送ルートの創出の研究

ドローンによる拠点間のモノの移動や、空飛ぶクルマによる人の移動といった、新たな領域における次世代空モビリティ技術の活用可能性を研究します。新たな産業を生み出すまちづくりと連動し、ビジネスユーザーを対象とした移動手段としての確立など活用の可能性を模索していきます。



次世代空モビリティイメージ
出典：経済産業省



AIを搭載したEVバス「e-Palette」
出典：TOYOTA HP

AIを活用した次世代小型モビリティ
「TOYOTA Concept-愛 i」
出典：TOYOTA HP



具体的な事業	実施目途
①まちづくりと連動した新たな交通システムの創出の研究	長期
②次世代空モビリティを活用した新たな貨客輸送ルートの創出の研究	長期

点事業方針・事業及び事業実施目途

重点事業方針・事業	実施目途
(1) 公共交通サービスの輸送の効率化と効果的な輸送手段への転換	
① 自主運行バスへのバスロケーションシステムの導入推進	短期
② 乗合タクシー予約配車システム導入	短期
(2) 移動支援サービスの効率的・効果的な手段の検討	
① 出かけっCARサービスにおける自動運転車両の導入	長期
② 自動運転技術の実証実験の実施	中期
③ 出かけっCARサービスにおける運転支援システム装備車両の導入	短期
(3) タクシーの運転手人材の確保と効率的な運行の実現	
① 乗合タクシーのシステム化等による運行効率化	短期
② タクシー乗り場におけるカメラ設置による効率的配車	短期
③ タクシー事業における自動運転車両の導入支援	長期
(4) シェアモビリティサービスの推進	
① シェアサイクルのより効果的な運営	短期
② MaaSにおける”葉の交通”としてのシェアサイクルの活用	長期
③ 新たなシェアモビリティサービスの提供促進の研究	長期
(5) 日常生活圏域ごと生活に必要なサービスを受けられる環境づくり	
① 高齢者地域生活総合サポート事業の推進	短期
② 高齢者地域生活総合サポート事業の横展開	短期
(6) 移動しなくても手続等が可能な環境づくり	
① モバイルクリニック（医療 MaaS）の導入支援	長期
② 移動型行政サービス（行政 MaaS）等の研究	長期
(7) 新たな発想による次世代技術の活用	
① まちづくりと連動した新たな交通システムの創出の研究	長期
② 次世代空モビリティを活用した新たな貨客輸送ルートの創出の研究	長期

令和7年度地域公共交通会議の開催予定について

令和7年度の地域公共交通会議について、以下の日程で開催を予定しています。

- 1 令和7年度第1回藤枝市地域公共交通会議
 - (1) 日 時 令和7年4月16日(水) 10:00～
 - (2) 会 場 藤枝市役所302・303会議室
 - (3) 協議内容 地域公共交通計画の策定方針について 他

- 2 令和7年度第2回藤枝市地域公共交通会議
 - (1) 日 時 令和7年6月24日(火) 14:00～
 - (2) 会 場 藤枝市役所庁舎別棟第1会議室
 - (3) 協議内容 令和8年度藤枝市地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について 他

- 3 令和7年度第3回藤枝市地域公共交通会議
 - (1) 日 時 令和7年10月3日(金) 10:00～
 - (2) 会 場 藤枝市役所庁舎別棟
 - (3) 協議内容 地域公共交通計画事業について

- 4 令和7年度第4回藤枝市地域公共交通会議
 - (1) 日 時 令和7年12月22日(月) 13:30～
 - (2) 会 場 藤枝市役所庁舎別棟
 - (3) 協議内容 令和8年度市自主運行バス等運行計画について
地域公共交通計画案のパブリックコメント実施について 他

- 5 令和7年度第5回藤枝市地域公共交通会議
 - (1) 日 時 令和8年2月4日(水) 14:00～
 - (2) 会 場 生涯学習センター第1会議室
 - (3) 協議内容 地域公共交通計画案パブリックコメントの報告について

※場合により会場が変更となる可能性があります。開催通知にてお知らせします。

「静岡県小学生バス無料デー」実施結果の公表 ～子どもの利用は前週翌週の約4倍に～

(静岡県交通基盤部地域交通課)

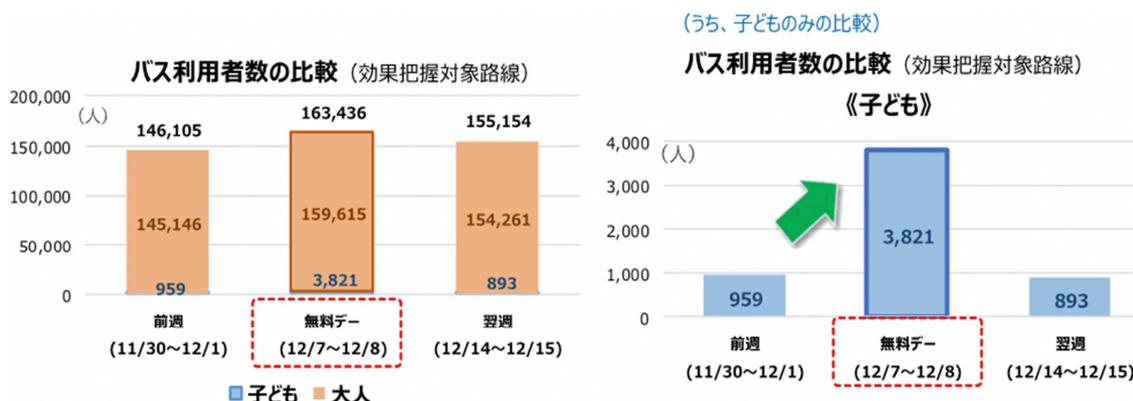
1 概要

- ・令和6年12月7日(土)～8日(日)の2日間、「乗って、残す。」をコンセプトに、県内の学校に通う全ての小学生を対象にバス無料デーを実施した
- ・子どものバス利用者数は、前週、翌週の約4倍となるなど、ふだんバスに乗車しない小学生がバスを利用する機会となった

2 主な実施結果

(1) 利用者数

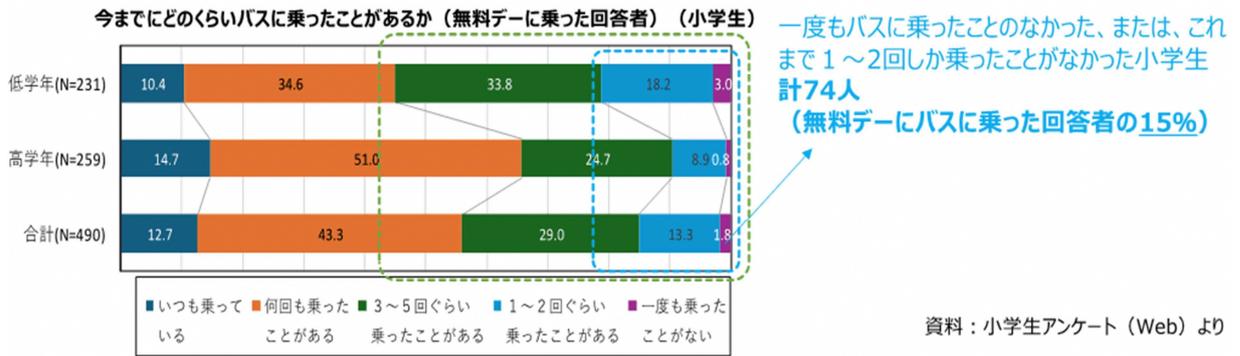
- ・バス事業者からの報告による無料デーのバス利用者は、実施の前週、翌週のいずれと比較しても増加
- ・特に子どもの増加が顕著で、前週、翌週の約4倍



※乗車人員(大人、子ども)は無料デー当日の人数把握ができた路線の合計値

(2) 利用促進効果

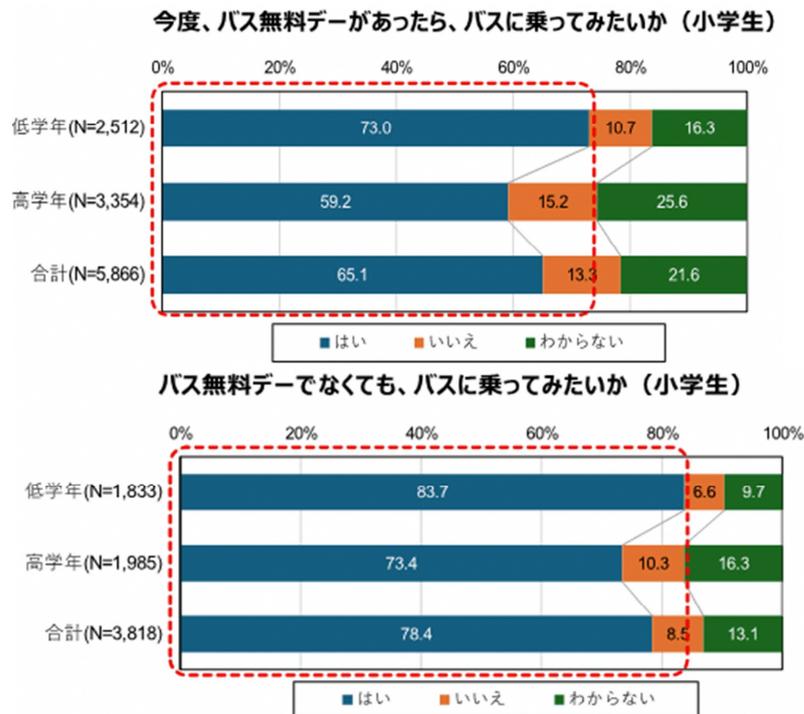
- ・バス無料デーに乗った小学生のうち、バスに乗った頻度が少ない(今までに3～5回以下)小学生が44%を占めた
- ・そのうち、1度もバスに乗ったことがない、または1～2回の乗車経験が極めて少ない小学生は15%だった
- ・以上の結果から、ふだんあまりバスを利用しない小学生に、バス利用を体験する機会を提供できたと考えられる



（3）利用意向・意識の変化

①小学生

- ・ 今度、「バス無料デー」があればバスに乗ってみたいという小学生が全学年で6割以上を占めた
- ・ このうち、無料デーでなくても乗ってみたいという小学生が全学年で約8割を占めた
- ・ 以上の結果から、事前広報を含めバス無料デーが、小学生のバスに対する関心や利用意識の醸成に寄与したものと考えられる



資料：小学生アンケート（Web）

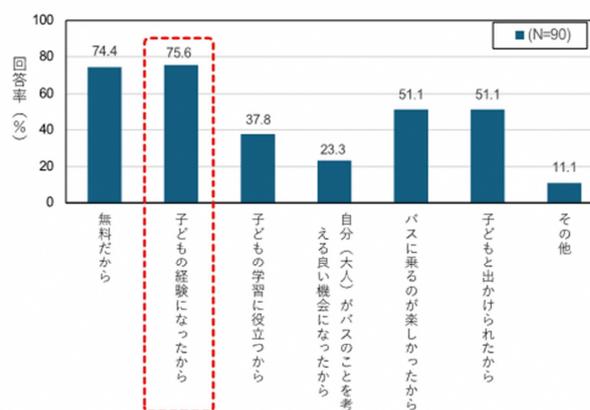
②保護者等

- ・バス無料デーに（小学生と一緒に）バスに乗った保護者等の8割以上が、バス無料デーに満足と回答
- ・満足な理由として「子どもの経験になったから」との回答が最も多く、保護者もバス無料デーが、子どもがバスの乗車を体験するよい機会になると認識
- ・今回のバス無料デーにはバスに乗らなかった保護者等についても、9割以上が次回は子どもを乗せたいと回答
- ・以上の結果から、保護者もバス無料デーが子どもがバスの乗車を体験するよい機会になると認識していると考えられる

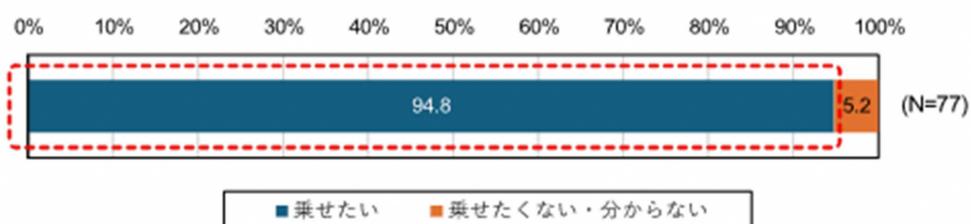
バス無料デーに対する満足度（バスに乗った回答者）（保護者等）



バス無料デーに満足な理由（保護者等）



今度バス無料デーがあったら、子どもをバスに乗せたいか（バスに乗らなかった回答者）（保護者等）



資料：保護者等アンケート（Web）

以上は、調査時点の結果であり、今後の行動変容につながるかどうかは継続した取組及び調査が必要

参考

【イベント概要】

1 実施日

令和6年12月7日（土）～8日（日）

2 対象者

静岡県内の学校に通う小学生（約173,000人）

3 利用方法

運賃を支払う代わりにリーフレットをバス運転士に提示

4 対象路線

静岡県内を運行する路線バス・静岡県内のコミュニティバス

（対象外路線 土日運休路線、高速道路を走行する路線、空港アクセス線など）

5 主催

ハッピーライド in 静岡プロジェクト実行委員会

（構成団体）

国、県、市町、（一社）静岡県バス協会

しずてつジャストライン(株)、遠州鉄道(株)、(株)東海バス、伊豆箱根バス(株)、
富士急静岡バス(株)、富士急シティバス(株)、富士急モビリティ(株)、富士急バス(株)、
秋葉バスサービス(株)、山梨交通(株)、(株)大鉄アドバンス、日本平自動車(株)

6 協力団体

静岡鉄道(株)、県地球温暖化防止活動推進センター、（一社）静岡県自動車会議所

ほか16団体

7 特別協賛

静岡ブルーレヴズ(株)



【PR用ロゴマーク】

藤枝市地域公共交通会議設置要綱

平成20年3月25日

告示第33号

(目的)

第1条 藤枝市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議並びに交通計画の実施及びこれに係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市が運営する道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客輸送（以下「自家用有償旅客輸送」という。）の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 市の公共交通政策の推進に関する事項
- (4) 自家用有償旅客輸送の登録に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 自家用有償旅客輸送の登録に係る協議に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、別表第1に掲げる者とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、藤枝市域を越えて運行する乗合旅客輸送等に関する協議（以下「広域路線協議」という。）を行うために、別表第2に掲げる特別委員を選任するものとする。
- 3 前項の特別委員は、広域路線協議を行う会議においてのみ、参加を依頼するも

のとする。

- 4 第1項及び第2項に規定するもののほか、第9条の分科会における協議を行うため、別表第3に掲げる分科会専門委員を選任する。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

- 2 会長は、藤枝市長又はその指名する者をもってこれに充てる。

- 3 副会長及び監事は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条各号に掲げる業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを会長に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、交通会議を招集すること。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 4 交通会議は、原則として公開とする。

- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

- 6 やむを得ない事情により会議を開くことができないときは、交通会議の議事を書面により協議することができるものとする。書面協議による議事は全委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員の任期)

第8条 交通会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(分科会)

第9条 第2条第4号の事項及び第3条第4号の協議並びに第2条各号(第4号を除く。)及び第3条各号(第4号を除く。)に掲げる事項のうち会長が必要と認めるものに係る専門的な調査、検討を行うため、交通会議に分科会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、同項の分科会において道路運送法第9条第4項の協議を行う。

3 分科会の委員構成は別表第1に掲げる者、別表第2に掲げる者及び別表第3に掲げる者のうちから会長が指名するものとし、運営その他必要な事項は会長が別に定める。ただし、第2条第4号の事項並びに第3条第4号及び前項の協議に係る分科会を構成する委員の指名に当たっては、第2条第4号及び第3条第4号の協議にあつては道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2第1項第6号の規定に、前項の協議にあつては道路運送法第9条第4項の規定に定めるところにより行うものとする。

4 分科会において調査、協議及び検討した事項は、交通会議に報告するものとする。

5 第2項の協議に当たっては、あらかじめ次に掲げる方法のいずれかにより利害関係者の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

(1) 運行区域の住民の代表者で構成する公聴会

(2) 藤枝市パブリックコメント制度実施要綱(平成20年藤枝市告示第21号)に基づくパブリックコメント制度

(3) 利用者その他の利害関係者に対する意識調査及び一般乗合旅客自動車運送事業者に対する意見聴取

(4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議において協議し決定した方法
(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会計)

第11条 第3条各号に掲げる事業に係る収入及び支出に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第12条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、藤枝市都市建設部地域交通課に置く。

- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局は、地域公共交通に関する相談、苦情、その他の住民又は地域公共交通利用者からの意見に対し、必要に応じ交通会議に報告する。
- 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則 (平成20年3月25日告示第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日告示第177号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、新たに藤枝市地域公共交通会議委員となる者の任期については、改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成21年2月6日告示第31号)

この要綱は、平成21年2月25日から施行する。

附 則 (平成21年7月8日告示第182号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要項第4条の規定は、平成21年度において最初に開催される藤枝市地域公共交通会議から適用する。

附 則 (平成22年5月11日告示第115号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要項第4条の規定は、平成22年度において最初に開催される藤枝市地域公共交通会議から適用する。

附 則 (平成23年5月13日告示第156号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要項第4条の規定は、平成28年度において最初に開催される藤枝市地域公共交通会議から適用する。ただし、委員の任期については、改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（平成29年12月18日告示第274号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第89号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第137号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日告示第220号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(藤枝市福祉有償運送運営協議会設置要綱の廃止)

- 2 藤枝市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成17年藤枝市告示第270号）は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

藤枝市地域公共交通会議委員

1	藤枝市長又はその指名する者
2	中部運輸局長又はその指名する者
3	静岡県（公共交通担当）から選出された者
4	静岡県島田土木事務所から選出された者
5	静岡県藤枝警察署から選出された者
6	一般旅客自動車運送事業者
7	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体から選出された者
8	公募市民
9	藤枝市自治会連合会から選出された者
10	藤枝市瀬戸谷地区路線バス対策委員会から選出された者
11	藤枝市岡部北部地区生活交通確保対策委員会から選出された者
12	藤枝商工会議所から選出された者
13	藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議から選出された者
14	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会から選出された者
15	藤枝市（交通施策部門）から選出された者
16	藤枝市（道路管理部門）から選出された者
17	藤枝市（福祉施策部門）から選出された者
18	その他会長が必要と認める者

備考 「一般旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条に規定する一般旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

別表第2（第4条関係）

藤枝市地域公共交通会議特別委員

1	関係市町の担当部署から選出された者
2	その他会長が必要と認める者

別表第3（第9条関係）

藤枝市地域公共交通会議分科会専門委員

1	自家用有償旅客運送を運営する法人又は団体から選出された者
2	道路運送法第9条第1条の運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者から選出された者